

# 総務市民委員会 会議録

=====  
日 時 令和7年2月25日（火曜日）  
午前10時開会 午後2時15分閉会  
場 所 第3委員会室

---

## 日 程

- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 協議事項
    - (1) 消防本部関係
    - (2) 市長公室関係
    - (3) 総務部関係
    - (4) 市民生活部関係
  - 4 閉 会
- 

## 出席委員（8名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	滝田	賢治
委 員	古沢	喜幸
委 員	篠塚	昌毅
委 員	小坂	博
委 員	目黒	英一
委 員	菅井	歩美
委 員	柳澤	健二

---

## 説明のため出席した者（22名）

市長公室長	山口	正通
総務部長	塚本	哲生
市民生活部長	水田	和広
消防長	檜山	保明
消防次長	堀本	良博
政策企画課長	佐々木	啓
行政経営課長	天貝	健一
D X推進課長	土田	俊紀
広報広聴課	富田	知伸
総務課長	細野	賢司

防災危機管理課長	大橋	博
人事課長	塚本	浩幸
管財課長	皆藤	秀宏
課税課長	田中	裕之
市民活動課長	大貫	三千夫
生活安全課長	中山	悟
市民課長	菊田	宏巳
環境保全課長	日高	寿志
環境衛生課長	羽成	健之
消防総務課長	持丸	恒次
予防課長	比氣	武行
警防救急課長	堀越	一良

---

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

---

傍聴者（0名）

---

○**奥谷委員長** おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開会いたします。本日は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

○**奥谷委員長** それでは、そのように御協力をお願いいたします。早速、消防本部の案件について協議を行います。サイドブックスは総務市民委員会、令和7年2月25日開催のフォルダを御準備ください。消防本部資料に基づきまして、令和7年度土浦市一般会計予算(案)主要事業について、資料①ア常備消防車両更新事業について、執行部より説明願います。

○**持丸消防総務課長** 消防総務課です。よろしくお願いたします。資料につきましては、資料①ア令和7年度土浦市一般会計予算(案)主要施策について、常備消防車両更新事業をお開きください。令和7年度土浦市一般会計予算(案)主要施策について、常備消防車両更新事業について、御説明させていただきます。予算につきましては、4,013万9,000円の事業で、総務省消防庁補助を活用し、更新するものでございます。事業の目的といたしましては、長年の使用により性能が劣化した消防車両において、更新基準に達している消防車両を計画的に更新することにより、消防力の維持、強化を図るものでございます。事業の概要につきましては、消防車両更新計画に基づき、消防ポンプ自動車、救急車の整備を実施してまいりました。新年度につきましては、神立消防署配置の災害対応特殊救急自動車を更新予定でございますが、本市初の電動ストレッチャーを導入した救急自動車に更新する計画となります。車両購入費につきましては、1台分で4,000万円でございます。説明は以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** つぎに、資料①イ消防庁舎整備事業について、説明願います。

○**持丸消防総務課長** 引き続き、消防総務課です。資料につきましては、資料①イ令和7年度土浦市一般会計予算(案)主要施策について、消防庁舎整備事業をお開きください。令和7年度土浦市一般会計予算(案)主要施策について、消防庁舎整備事業について、御説明させていただきます。予算額につきましては、一般財源で1億1,726万円でございます。目的といたしましては、老朽化した庁舎の整備、署所の再編を検討し、安定的、効率的な消防行政を目指すものでございます。事業の概要といたしまして、新年度につきましては、荒川沖消防署・南分署統合消防署基本実施設計を予定してございます。12月議会におきまして債務負担行為設定をさせていただきましたことで、3月中に入札し、設計業者が確定する予定でございます。予算内容といたしましては、記載のとおり、水道管などを敷く敷設に伴う委託料4件と先進視察旅費でございます。今後の予定といたしましては、令和8年度に工事着工、令和9年度に完成、移転を目指してまいります。説明は以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）について、説明願います。

○堀越警防救急課長 警防救急課でございます。土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）について、御説明させていただきます。資料②を御覧ください。資料1の改正理由につきましては、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、扶養手当支給額が改定されたことを受け、本条例が準拠する政令も改正されたことから、本条例で定められている消防団員等が災害等でけがをした際、その損害補償の金額を算定するとき用いる基礎となる金額の改正を行うものでございます。改正概要につきましては、2（1）の表を御覧ください。この表は階級ごと、勤務年数ごとに定められた基礎額で、表に記載のとおり、それぞれ300円から600円程度増額改正するものでございます。つぎに、（2）についてですが、消防団員以外の消防作業従事者、いわゆる民間の協力者の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円、最高額を1万4,200円から1万4,500円に引き上げる改正を行うものでございます。つぎに、（3）の表を御覧ください。この表は加算額の表となります。扶養手当支給額が改定されたことから、扶養に係る補償基礎額の加算額についても見直され、表の第1号の区分の配偶者につきましては217円から100円に引き下げて、第2号の区分の22歳を迎えるまでの子につきましては、333円から383円に引き上げるものでございます。なお、第3号から第6号に関しましては、現行どおりでございます。つぎに、（4）の第5条第4項関係につきましては、文言の改正となり、特定期間としていたものを、当該期間とする改正を行うものでございます。最後に3のモデルケースにつきましては、今回の改正を踏まえ、改正前と改正後の基礎額で休業補償額を算定し、比較させていただきました。モデルにつきましては、分団長歴が7年で配偶者有り、17歳の長女と11歳の長男がいる場合の基礎額で20日間の休業補償額の金額でございます。改正前の基礎額で計算しますと14万2,200円となりますが、改正後の基礎額で計算しますと14万7,980円となり、改正後は5,780円増額になるものでございます。なお、配偶者の加算額は117円の減額となっておりますが、基礎額全体が300円から600円増額されておりますので、減額になるものはなく、不利益になることはございません。4の施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）についての御説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 配偶者の金額が117円下がっても総額で増えているということの御説明がありましたが、結婚されていない方と結婚されている方の差というのは、ほとんど無くなるということなんですか、100円しかないという。そう理解してよろしいですか。

○堀越警防救急課長 配偶者につきましては、一般職の給与改正されたほうで、扶養額が段階的に廃止になる予定でございまして、子供がいる場合には子供の金額が加算されているものでありまして、結婚していない方だと子供がいらないと考えられますので、そうすると、ほぼ変わらないかなと思います。配偶者無しで子供がいる場合は、増額にな

っておりますので、減額になることはございません。

○奥谷委員長 ほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③土浦市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正(案)について説明願います。

○堀越警防救急課長 警防救急課です。土浦市消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正(案)について、御説明させていただきます。資料③をお願いいたします。まず、資料1の改正理由につきましては、消防団員の処遇を改善するため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、消防団員の退職報償金の勤務年数区分に35年以上の区分が追加されましたので、本市においても同様の改正をするものでございます。2の改正の概要につきましては、(1)の別表関係のとおり、勤務年数の区分の30年以上に35年未満を加え、さらに勤務年数35年以上の区分を追加するものでございます。(2)の改正につきましては、(1)の別表の階級等の上から3段目に記載されております本市独自の本部員という役職がございます。以前は階級として扱われておりましたが、令和元年9月に階級として取り扱わない改正をしております。今回に合わせて、又は役職の文言を加え、本条例においても、本部員を役職として取り扱う改正を行うものでございます。3の施行日につきましては、令和7年4月1日とし、適用期日につきましては、令和7年4月1日以降に退職した基本団員について適用いたします。4のその他についてですが、本部員に関しましては、先ほども申し上げたとおり、土浦市消防団独自の役職となり、国が示す別表では記載がないため、ほかの階級と同等の金額を加算したものを35年以上の退職報償金の支給額としております。土浦市消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正(案)につきましては以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料④茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更(案)について、説明願います。

○堀越警防救急課長 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更(案)について、御説明させていただきます。資料④をお願いいたします。変更理由の御説明の前に、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会について、御説明させていただきます。現在、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会は、県内に20消防局本部ある中、日立市消防本部、稲敷広域消防本部、ひたちなか東海消防本部以外の21消防局本部が加入し、119番通報関係を管理、運営している状況でございます。つくば市消防本部につきましては、運営協議会に加入はしているものの、無線の整備部分のみ運営協議会に参加している状況でございます。この運営協議会の規約について一部変更がございまして、今回議案として提出させていただきました。資料の1と2の一部変更の理由と内容につきましては、令和7年4月1日から日立市消防本部と稲敷広域消防本部が加入することにより、構成団体の変更が生じることから、茨城消防救急無線・指令セ

ンター運営協議会規約第2条を変更するものでございます。この変更につきましては、構成団体の議会の議決を受けなければならないという地方自治法第252条の2の2第3項で定められていることから、今回の議会で規約変更の議案を提出させていただきました。議決を受けましてから協議書を作成し、事務局に提出する予定でございます。3の施行日につきましては、全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して10日を超えない範囲内において、構成団体の長が協議して定める日から施行するものでございます。4の施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更（案）についての御説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 規約の変更に伴う運営協議会の負担金というのは、各市町村で異なるんですか。この変更はあるのでしょうか。

○堀越警防救急課長 負担金の変更はあると伺っております。

○篠塚委員 それは、この規約が決まってから、その後負担金を割り出すということによろしいですかね。

○持丸消防総務課長 令和7年度いっぱいは今までどおりの負担金となりまして、ただ、今年から稲敷広域と日立市さんというのはオブザーバーで事務局に入りますので、それに掛かる分は消防本部に掛かった分だけ、負担金を要求すると。令和8年度からはきちりその人口割と後は消防本部が増えた分で負担額を分担しまして、実際は400万円くらい安くなる予定でございます。説明は以上です。

○奥谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料⑤令和6年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）人事交流に伴う歳入歳出について、説明願います。

○持丸消防総務課長 消防総務課です。資料につきましては、資料⑤令和6年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）について、かすみがうら市との人事交流に伴う歳入歳出をお聞きください。令和6年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）について、かすみがうら市との人事交流に伴う歳入歳出について、御説明させていただきます。1の補正理由といたしましては、令和6年度から開始いたしましたかすみがうら市との職員対等交流により、土浦市から派遣しております職員の人件費相当分につきましては、かすみがうら市から納付されるため、歳入として補正するものでございます。また、土浦市で受け入れている職員の人件費相当分につきましても、負担金としてかすみがうら市へ納付する必要があるため、歳出について補正するものでございます。2、補正予算額といたしましては、（1）一般会計歳入といたしまして、22款諸収入、5項雑入、1目雑入摘要名、対等総合交流職員等人件費繰入金、7節雑入、当初予算0円、補正額1,230万9,000円、補正後1,230万9,000円がかすみがうら市の負担分でございます。（2）の一般会計歳出といたしましては、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、事業名、職員給与計算事業、18節負担金補助及び交付金、当初予算0円、補正額889万1,000円、補正後889万1,000円が土浦市の負担分でございます。

説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑥令和6年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)常備消防車両更新事業の予算繰越について、説明願います。

○持丸消防総務課長 消防総務課です。資料につきましては、資料⑥令和6年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)について、常備消防車両更新事業の予算繰越をお開きください。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)について、常備消防車両更新事業の予算繰越について御説明させていただきます。1、繰越しの理由といたしましては、荒川沖消防署水槽付消防ポンプ自動車について、業者が消防専用トラックシャシの側方衝突警報装置、こちらは巻き込み防止の装置になります、そちらに係る設置基準の確認に時間を要したことで、設計の変更が必要となり、年度内に納入が不可能になったため、予算を繰り越すものでございます。2、繰越額につきましては、(1)一般会計歳入、16款国庫支出金、2項国庫補助金、6目消防費国庫補助金、当初予算2,012万8,000円、繰越額2,012万8,000円、繰越額の内訳といたしましては、防衛施設周辺消防施設整備事業費補助金から、2,012万8,000円の歳入でございます。(2)一般会計歳出につきましては、8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、事業名、常備消防車両更新事業でございます。当初予算7,504万9,600円、繰越額7,501万9,600円と、繰越額に3万円の差額がございますが、こちらは契約時の差金3万円となり、繰越合計7,501万9,600円でございます。また、内訳につきましては、記載のとおりとなっております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、専決処分報告に移ります。資料⑦公用車に係る物損事故の和解について説明願います。

○持丸消防総務課長 資料につきましては、資料⑦公用車に係る物損事故の和解についてをお開きください。公用車に係る物損事故の和解について、御説明させていただきます。1、事故日時、2、発生場所につきましては、令和6年10月31日木曜日午後4時45分頃、土浦市文京町2703番14地先、県道24号線土浦境線、こちらは文京町にございます老人ホームサンテヌ土浦前となります。3の概要といたしましては、県道24号線土浦境線を土浦駅方面に走行中、左側から道路に進入してきた相手方の車両と衝突し、双方の車両が損傷した事故でございます。過失割合といたしましては、市側10%、相手方90%、土浦市の損害賠償額といたしましては、1万100円でございます。こちらにつきましては、令和7年2月3日に和解しております。説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 確認ですが、これは緊急時の出動ではなくて、パトロールとかそういう時の事故でしょうか。

○持丸消防総務課長 こちらの車両につきましては、公用車の白い車でございまして、本部員が事務連絡で移動中に脇から出てきて事故を起こしたという事案であります。

○奥谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑧消防施設管理瑕疵に係る事故の和解について、説明願います。

○持丸消防総務課長 消防総務課です。資料につきましては、資料⑧消防施設管理瑕疵に係る事故の和解についてをお開きください。消防施設管理瑕疵に係る事故の和解について御説明させていただきます。はじめに、この事案につきましては、議案報告第4号、議案報告第5号、議案報告第6号の3件、提議させていただいております。この3件につきましては関連がございますので、まとめて御説明させていただきます。1、事故の日時につきましては、①令和6年11月21日木曜日、午前7時47分、こちらは物損事故と、②同日人身事故でございます。こちらは1台目の普通乗用車の物損事故と人身事故でございます。つぎに、③につきましては同日の午前8時40分、これが2台目の物損事故でございます。2台目の普通乗用車の物損事故は同日、同じ日に起こった案件でございます。発生場所につきましては、土浦市下高津四丁目583番1地先、県道125号線土浦坂東線、こちらは下高津小学校北側の道路となります。3、概要といたしましては、県道123号線土浦坂東線をつくば市方面に走行中の一般車両が消火栓蓋の上を通過した際、消火栓の蓋が跳ね上がり、自動車の下部が損傷したものでございます。過失割合につきましては、市側100%。和解内容といたしましては、1台目の物損事故といたしまして、市側の損害認定額28万5,912円。1台目の人身事故といたしまして、市側の損害認定額14万4,878円。3番の2台目の物損事故といたしまして、市側の損害認定額23万3,000円でございます。こちらは令和7年2月4日に和解しております。また、この事案の人身事故につきましては、1名の運転者が、これは後日なんですけれども、けい椎捻挫、腰椎捻挫等の診断により物損事故から人身事故に切り替えたものでございます。また、もう1台の車両につきましては、物損事故のみの対応とし、1事案3件として議案報告でございます。さらに、この事故発生後には管内全ての消火栓蓋の緊急調査を行いまして、異常が無かったことにつきましても御報告させていただきます。説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○小坂委員 消火栓の蓋が跳ね上がるというのは、相当重いものなので、ずれているとか、そんなことがない限り、無いような気がするんですが、この原因というのは何か分かったんでしょうか。

○持丸消防総務課長 はっきりとは分からないんですが、まず、消火栓のあった位置が、道路の中央で、常に大きいトラックも普通車も通っているような場所に設置されているという場所でした。消火栓自体はそんなに古いものではなかったんですが、議員が言うようにかなり重いものですし、ロックもかかっている状態が跳ね上がるというのは、今までにやはり無かった事案なので、今回緊急調査をすぐに行ったところでございます。

また、直すということはその場所でまた発生する可能性がある」と検討しまして、今回はそこを埋立てをさせていただきまして、50メートル以内に別な消火栓がございますので、災害時にはその地域をカバーできるという判断で、今回は埋立てをさせていただきました。また、今後予算の関係もあるんですけども、やはり1個無くなるということはマイナスに捉えてしまう市民の方もいますので、今後新たな場所に消火栓を設置する検討をしながら進めていきたいと考えております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 私から1点確認させてもらっていいですか。1件目と2件目の間に1時間大体時間がありますが、この間の対応というのは何かされていたのですか。

○持丸消防総務課長 最初の時間が7時47分。そこから、警察が入りまして、警察は事故処理を行っておりました。その間、消防にはまだ連絡が無い状況でして、その事故処理が終わった8時30分に消防に連絡がありまして、向かっている最中に2台目の事故が発生したと。消防が着いた時に2台目がちょうど発生したという状況で、この時間差がある状況でございます。

○奥谷委員長 消火栓とかそういった消防に関わるところの通報のシステムというのは、警察のほうから来るというような取決めは無いのでしょうか。

○持丸消防総務課長 そのシステムは基本的にはあります。やはり、警察のほうも事故処理が終わってからということがどうしても、向こうの都合なのかもしれないですけども、やはり、私達は本当は1件で、この7時47分にあった段階で連絡をいただければ、実際は2件目は起こらなかったのかなというように、消防長をはじめ、検討はいたしました。

○奥谷委員長 その時間が気になったものですから、その辺り警察とうまく連携をとれるように再度申入れなりですね、調整をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。つぎに、資料⑨令和6年中災害概要について、説明願います。

○堀越警防救急課長 警防救急課です。令和6年中の災害概要について、御説明させていただきます。資料⑨をお願いいたします。まず、火災件数につきましては、令和5年中と比べ1件増加しております。火災種別につきましては、建物火災が13件減少しておりますが、その他の火災が10件増加しており、線路の法面や下草が延焼する火災が多く発生したことが原因であると考えられております。車両火災につきましても少ない件数であります。3件増加し、昨年の倍となる6件が計上されている状況でございます。火災での死傷者につきましては、令和6年中に死者の発生はございませんでした。負傷者につきましては、中等症が1名、軽症が2名、合計3名でございます。火災件数につきましては以上でございます。つぎに、救急件数につきましては、令和5年は過去最多で9,060件出場しておりましたが、令和6年中は98件減少し、8,962件となりました。減少しているとはいえ、令和7年1月中はインフルエンザ等がまん延し、救急出動が828件出場し、昨年1月と比較しますと68件増加している状況でございます。以上のことから、救急出場に関しましては、依然高止まりの状態が続いてい

る状況でございます。救急件数につきましては以上でございます。最後に救助件数の概要につきましては、令和5年中より19件減少し、令和6年中は134件となっております。そのうち活動件数は79件で、救助人員は61名となっております。その他の事故につきましては、交通事故、建物事故等で出場したにも関わらず、事故事案がない、誤報が多い状況でございます。以上のことから、出場件数が多いにもかかわらず、救助人員が少なく計上されている理由の一つであるということでございます。令和6年中の災害概要につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 最近リチウム電池とかバッテリーの自然発火とかそういうものが増えていますが、この火災の原因で、やはりそういうリチウム電池等の発火というのはあったんでしょうか。それとも今後多くなっていく可能性はあるんでしょうか。

○堀越警防救急課長 昨年度は新治地区のほうで1件、リチウムイオン電池関係の火災があったと記憶しております。やはり、篠塚議員がおっしゃるとおり、リチウムイオン電池の火災が多いということは、県内の消防本部でも共有されておまして、取扱いには十分気をつけるような取組を行っている消防本部もあるような状況でございます。以上でございます。

○小坂委員 この救急の一般負傷、交通事故について、出勤回数が多いけれども、実際には一般負傷はあれですけど、交通事故は明らかにけがしている人がいるときに呼ぶのではないのかなと思うのですが、こんなにたくさん呼ばれるのですかね。実際にそうでもないというのが結果として出ているということでしょうか。

○堀越警防救急課長 こちらの救急件数と救助件数の件に関してかと思いますが、例えば、交通事故で出勤しまして、救助隊も出勤しまして、現場確認するともう要救助者が外に出ていたとか、そういうこともありまして、救助件数は少なく計上されている状況でございます。しかしながら、交通事故でけがはしているので、けがで搬送することで救急のほうは件数が加算されて件数が増えているので、その差異があるかと思いますが。以上でございます。

○柳澤委員 先ほど、そのほかの火災が10件あったという中の内訳で下草などが燃えてという話がありましたが、それは着火、付け火ではなくて自然発火したようなものでしょうか。

○堀越警防救急課長 その件に関しましては、木田余地区で昨年中は9件ほど同様な火災がありまして、放火の疑いがある火災でありまして、現在も同地点で火災が発生しているため、おそらく放火ではないかと考えられるような状況でございます。以上でございます。

○柳澤委員 ということで、その放火の疑いがあるということですので、警察と連携をとって対応されているということでしょうか。

○堀越警防救急課長 議員おっしゃるとおり、警察も連携しまして、消防本部としましても署のほうで巡回警戒を行っている状況でございます。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、そのほか消防本部からございますでしょうか。

○檜山消防長 消防本部からはございません。

○奥谷委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

○目黒委員 お聞きしたいのですが、マイナンバーカードを救急車両にデータを読み込むという実証実験が全国的に令和7年度から行われるという記事を見たのですが、土浦市消防本部はいかがかと思ひまして。

○堀越警防救急課長 警防救急課です。現在、マイナンバーカードの実証実験は手を挙げて参加する予定でございます。この後、決定通知が来る予定でございます。土浦市としましては、予備車を含む活動する車両全部に搭載したいというような意見で回答している状況でございます。以上でございます。

○目黒委員 ありがとうございます。もう1点なんです、荒川沖消防署の敷地の所有は市でよろしかったでしょうか。

○持丸消防総務課長 消防総務課です。敷地に関しましては、新消防署のほうではなく、今ある所は市の土地なんですけれども、その後になんかというところに関しましては、まだ決定していない状況で、こちらにもこの後こうするというような内容はまだ来ていない状況でございます。ただ、更地にはしまして、その後というのはまだ決定していない状況でございます。

○滝田副委員長 先ほどの火災の件で質問なんですけれども、委託とかで行っているパッカー車、ごみ収集関係でよく火災が起きるとか、スプレーが入っていて火災が起きるとか、そういったことがありまして、消火器を積んでいる車両もあるんですけれども、そういう周知は消防で行っているのでしょうか。

○比企予防課長 予防課です。滝田副委員長からの御質問ですが、特にパッカー車というか、ごみ収集車等には指導は行っておりません。ただ、危険物等を搬送する車両、ローリーとかそういったものには、定期的に検査などを行って、車載用の消火器の設置を義務付けております。説明は以上になります。

○奥谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、ないようですので、消防本部の皆さんは退席していただいて結構です。ありがとうございます。

(消防本部退席)

(市長公室入室)

○奥谷委員長 それでは、市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づきまして、令和7年度土浦市一般会計予算(案)主要事業について、資料①アふるさと土浦応援寄付事業について、執行部より説明願います。

○富田広報広聴課長 それでは資料①のア、令和7年度予算(案)ふるさと土浦応援寄付事業についてでございます。本事業は、本市で実施しておりますふるさと納税事業でございます。事業の目的でございますが、本市ならではの返礼品を拡充し、歳入の確保

を図るとともに、地元の特産品等を広くPRすることで、地域の活性化を図るというものでございます。事業の概要についてになりますが、本市では平成20年にこの取組を開始しております。令和5年度の寄附実績は、寄附件数4万7,131件、寄附額6億2,628万余円となっており、過去最高額となる寄附をいただいているところでございます。令和6年度の状況でございますが、昨年12月末時点で7億6,710万余円と記載がございますが、1月末時点で8億円を超えておりまして、昨年実績を上回っているといった状況でございます。つぎに、予算でございますが、歳入につきましては約10億円を見込んでおります。歳出は委託料が主なものとなっております、さとふるや中間事業者への委託料のほか、寄附の受付や受領証明書の発行、10万件分の返礼品の購入や発送などを委託する経費となっております。今後も本市ならではの魅力ある返礼品を充実させ、歳入の確保を図ってまいります。説明は以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○**篠塚委員** 本委員会の時でいいので、今度、広報広聴課に移るわけですよ。具体的にどういうふうにするかと納税のPRをしていくのか。それから、土浦市のPRも広報広聴課がやっていくわけですよ。そういう事業もまだ具体的なものはないと思いますが、5億円の予算を組んでやっていくので、この辺りはどのようにしていくのか、委託料が4億円掛かってしまうのですが、宣伝費が少ないのかなと思いますので、具体的にどのような宣伝をして、土浦市をPRしていくのかと。さとふるが入っても半分も使えないので、それだけ費用を掛けるのだったら、やはり宣伝をするということで広報広聴課に移ったのでしょから、その辺りは本委員会で説明をお願いしたいと思います。

○**富田広報広聴課長** 本委員会で資料を用意させていただきますので、よろしく願いいたします。

○**柳澤委員** 今の広報の件と関わるのですが、PRチラシを作られるということで、これはどちら向けのものになるのでしょうか。どういった所に配布するというのは決まっているのでしょうか。

○**富田広報広聴課長** こちらは、さとふるを寄附していただく方向けのPR用のチラシになります。

○**柳澤委員** 納税していただく方というのは、以前納税していただいた実績のある方に対して、またお送りすることになるのでしょうか。

○**富田広報広聴課長** 新規の方もしくは今委員がおっしゃられた以前にさとふるを納税していただけた方も含めまして、PR用のチラシを作る予定となっております。

○**柳澤委員** そうしましたら、以前納税していただいた方以外の新規の方々というのは、そのターゲットというのは市外の方になっていくわけですかね。それも本委員会の時でいいので、枚数もこの予算だと限られてくるでしょうし、手堅いところに行くのか分かりませんが、例えば都内の上野とかでやっているような物産展とかそういったところに出すとか、そういう具体的なことを後ほど聞かせてください。

○**富田広報広聴課長** 具体的なPRチラシの作成、どこに配布するのか、改めまして御提示させていただきます。

○奥谷委員長 それでは、本委員会で報告をお願いします。

○目黒委員 委託料の件なんですけれども、これは受付のみの委託料なのでしょうか。例えば、返礼品についてのアドバイスとか企画とかも含まれたりもしているのでしょうか。

○富田広報広聴課長 目黒委員がおっしゃったように、受付に限らず、受領証明書の発行であったり、アドバイス、企画、新しくその返礼品の開発というか、返礼品をこれから広げていくための企画もその委託料に含まれております。以上でございます。

○奥谷委員長 ほか、よろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料①イ水郷筑波サイクリング環境整備事業について、説明願います。

○佐々木政策企画課長 政策企画課でございます。私のほうからは、資料①イの水郷筑波サイクリング環境整備事業につきまして、御説明させていただきます。事業の目的を御覧いただきまして、こちらの事業でございますが、引き続きサイクリング環境を活用したイベントですとか、環境整備を推進することで、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ることを目的とした事業でございます。具体的な事業といたしましては、中ほどにまとめさせていただきました。事業内容の左側を御覧いただきまして、霞ヶ浦サイクルーズ運航事業や広域レンタサイクル事業などを引き続き実施するほか、左側の一番下でございます。サイクリングポータルサイトデータ分析でございますが、こちらはサイクリストのニーズを把握することを目的とした新規事業でございます。今年度、ナビタイム上に本市のサイクリングポータルサイトを構築いたしました。このサイトを活用して、様々な情報を収集いたしまして、その情報を基にサイクリストニーズを的確に捉えたと、それで今後につなげるものでございます。また、右側の一番下のその他で、ここにはお示ししておりませんが、チラシ作成のほか、更なる自転車文化の普及を目的といたしまして、サイクリスト自身が自転車の修理やメンテナンスの方法などの知識を身に付けながら、新たなコミュニティの場ともなり得るバイシクルキッチン、こういった取組について大学の知見を取り入れつつ、実証的に取り組むものでございます。そのほか、新規の取組につきましては、これまで同様、国の補助の状況を見ながら補正予算等で対応していきたいと考えてございます。説明につきましては以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○小坂委員 サイクリングポータルサイトデータ分析ということで、これはアプリか何かで、来た人がどこに行ったとか、人数はもちろん分かるということで、例えば、どこで泊まったとか、それらが総合的に分かるという意味なのでしょうか。

○佐々木政策企画課長 ナビタイムですので、自動車のナビでも使われているものでございますけれども、今回把握できる内容といたしましては、道路ごとの走行台数、平均速度、走行経路、出発地と到着地、そのほか経路検索データ、こういったものを検索したのかといったものを月別、時間帯別、曜日別に把握できると。それでスポットごとの検索数も分かっております。土浦市内に到着する方というのはどこから出発したのか

と、そういったことも把握できるようなものでございます。以上でございます。

○小坂委員 それは何だろう。出発するところから全部登録されるということなんですか。それは任意で、その本人がやっていくということなんですか。

○佐々木政策企画課長 基本ナビタイムを使う方は、りんりんロードだけではなくて、土浦市内の市道などを走る方で、ナビタイムを使いながら目的地を設定して走ると。そうすると、出発地ですとかゴール地ですとか、我々が今後、どういった部分に力を入れなくてはならないのかと、そういった検討する材料になるのかなと、そのようなものでございます。

○小坂委員 以前NTTドコモさんで携帯でどのぐらい人が動いていると当然分かるんでしょうけれど、それは当然有料でやりましたから、そういうものとは若干違いますけれど、そんな感じですね。分かりました。

○奥谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料①ウ奨学金返還支援事業、地方就職学生支援事業について、説明願います。

○佐々木政策企画課長 引き続き、資料ウの奨学金返還支援事業と地方就職学生支援事業につきまして、御説明させていただきます。事業の目的を御覧いただきまして、こちらは二つの事業となります。一つ目は、大学等卒業後、本市に居住し、就業している方への奨学金返還支援を行う事業。そして二つ目は、県内への就職及び本市への居住を希望する大学生等に就学、就職活動に要する交通費の補助を行うといった事業でございます。こういった事業に取り組むことで、UIJターンによる本市への移住定住の促進を図ると、そういったものでございます。事業概要を御覧いただきまして、まず、奨学金返還事業でございますが、対象者を大学等卒業して奨学金の返還を行っている30歳未満と、市内に1年以上継続して住所を有し、かつ、保育所等をはじめ、本市が定める職種又は中小企業で常時雇用されている方等となります。支援額といたしましては、前年度に返済した奨学金の額の2分の1、上限を10万としており、最大で5年間にわたって支援いたしたいと考えてございます。二つ目の地方就職学生支援事業でございますが、こちらは国が若者のUIJターンを促進することを目的といたしまして、令和6年度から新たに新設した制度でございます。対象者といたしましては、東京都内に本部がある大学や大学院の東京圏内のキャンパスに通う学生、茨城県内に所在する企業への就職及び市内への移住を希望する方で支援額といたしましては、就職活動、これは選考面接等でございますけれども、そちらに要した交通費として上限4,260円を支給するものでございます。説明につきましては以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○目黒委員 対象者ですけれども、大学等卒業し、とあるんですけれども、例えば保育系の専門学校とか看護系の専門学校とか、そういった学生も対象になるのでしょうか。

○佐々木政策企画課長 おっしゃるとおり、大学、大学院、専門学校、専修学校というものがあると思いますけれども、専修学校のほうも、高専については該当になりません

けれども、今専門学校とおっしゃいましたよね。そちらは該当するような状況でございます。以上です。

○目黒委員 特に専門性の高いというか、ここに保育士等という要綱に定める職種とあるんですけども、それに該当する専門学校ということによろしいですか。

○佐々木政策企画課長 保育士等を別枠にしたのは、我々の目的としては、まず、中小企業に雇用された方、それを支援するんだと。一方で、こういった保育士等については、中小企業とは限らない社会福祉法人ですとか、そういった法人に就職する方もいるとのことで、そちらを逆に拾うために、そういった資格を持って、その資格で就職する方も支援するという思いで作ったものでございます。

○小坂委員 5年間で上限10万ということは、総額で50万ということですよ。10万ということで、これ300万の予算ということは30人ぐらいということなんですかね。その人数というのは、妥当なのでしょうか。それとも、例えばそういう対象者は、そんなにたくさんいるのか私も分からないんですが、どうなんでしょうか。

○佐々木政策企画課長 委員おっしゃるとおり、人数をどうするのかという部分は、かなり我々も頭を悩ませた部分でございまして、実は、この制度というのは、他市でも取り組んでおります。ただ、他市では、例えば自分のところで奨学金制度をやっていると、それを支援するんですとか、かすみがうら市は、就職する業種を絞って、この業種に就職する方だけを支援するよとか、そういう入り口が狭いといいますか、そういった支援をしているところが多いと。一方で、阿見町ですとか石岡市は、我々とかなり近いといえますか、阿見町はほとんど同じような状況でございますが、石岡市は一応35歳までということで、そこを参考にして阿見町の20歳から30歳未満の人口、土浦市の20歳から30歳未満の人口、石岡市の20歳から35歳までの人口を比較しまして、おおむね阿見町とは3倍程度、石岡市では2倍程度になるといったことで、阿見町がだいたい年10人と石岡市が16人ということで、30人ととりあえず置いたところでございます。ここは考え方にもよりますけれども、非常に悩ましい部分でございます。以上でございます。

○篠塚委員 本委員会まででいいので、審査をしなければいけないと思うんですよ。早いもの順ではないでしょうから、その要綱とかあれば資料として提出をしてください。先ほどの人数も含めてですね、他市の例とかを含めてよろしくお願いします。

○佐々木政策企画課長 実は、今要綱のほうを総務課の文書法制に出しているところで、まだ100%固まっていないと、年度内には固まる予定でございますけれども、その途中のものでよければお示ししたいと思います。

○奥谷委員長 それでは、本委員会で報告説明をお願いします。ほか、ありますか。

○菅井委員 県で保育士に関するほかの補助だったりとかも出しているものもあったかと思うのですが、例えばそういうのを受けつつ、この奨学金が該当してる方は、両方を受けることができるのかというところをお聞きしたいのと、年齢が30歳未満の方ということで、例えば4月生まれと3月生まれで結構その幅もあるので、このぎりぎり30歳になるかならないかの学年等は受けられる人と受けられない人も出るのかどうかとい

うところとかをお聞きしたいと思います。

○佐々木政策企画課長 県のほうでも業種を絞って支援しているというのは我々も把握してございます。基本、両方というのは認めていないと、どちらか一方という話にしてございます。また、年齢について、30歳未満にしたのは、地方創生の観点で若者重視という形にしたところでございます。実際に29歳までということで、ただ、29歳で申請した方が30歳超えても5年間は最大支援していきたいと。ですから、29歳に申請した方は34歳までは支援していきたいと、そういった制度になってございます。以上です。

○菅井委員 ありがとうございます。この保育士等の等のところというのは、例えば似たような職種だと幼稚園教諭だったりとか、ほかに近い含まれるところというのはあるのかを教えてください。

○佐々木政策企画課長 こちらの資格取得者については、先ほども言ったように中小企業で拾えない部分をメインにしていると、他市も参考にして入れたところでございますけれども、例えば、精神保健福祉士、介護福祉士、栄養士、看護師、准看護師ですとか、そういった方々で一応29ほどございますけれども、そういった方々を拾ってきたいといったものでございます。以上でございます。

○菅井委員 幅広く、職種があるということが分かりました。ありがとうございます。

○奥谷委員長 それでは、その辺りの幅広い職種も合わせて、本委員会で資料をお願いします。

○佐々木政策企画課長 要綱案に職種も入っていますので、併せて案でございますけれども、本委員会で出ささせていただきたいと思っています。

○奥谷委員長 よろしくをお願いします。

○柳澤委員 先ほど他地域と比較してという言葉がありましたけれども、この上限額10万円というのは、他地域と比べるとどうなのでしょう。

○佐々木政策企画課長 一応10万円でありますと、他市と比べても、それほど差異はないといった状況でございますけれども、後もう一つここで正直に言うのであれば、他市は例えば8年ですとか10年ですとか支援する自治体もございます。ただ、我々のほうで考えているのは、今財政的に大変厳しい中で、1回例えば300人来ました。そうすると2年目は更にそれにプラスアルファ、3年目はプラスアルファと考えると、ちょっと入り口を狭めながら、予算状況を見ながらではないとちょっとできないかなということで、この期間の部分は他市よりも5年というところもありますけれども、少し短めにしたような状況でございます。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料①エ公共施設等再編・再配置推進事業について、説明願います。

○天貝行政経営課長 公共施設等再編・再配置推進事業ということでございまして、これまでも御説明しながら進めてまいりました改定事業ということでございまして、令和

5年度からの3か年事業の来年度は最終年度に当たるというものでございます。中段の事業概要欄の今年度事業内容を御覧いただきたいと思います。後ほど詳しく御説明いたしますけれども、6年度で公共施設全体の配置方針がまとまってまいりましたので、7年度は主にその方針を市民へ説明しながら改定作業を行ってまいりたいと考えております。事業費につきましては、表に記載のとおり、コンサル委託料のほか、外部委員会2回開催分の報償費ということになります。説明は以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料①オ公共施設包括管理事業について、説明願います。

○天貝行政経営課長 来年度から5か年で導入いたします公共施設包括管理事業です。対象施設につきましては、御説明しておりましたように、小中学校や公民館等48施設としておりまして、昨年の9月議会で5年間の債務負担行為限度額設定を議決いただいたというものでございます。初年度の事業費につきましては、上段に記載しましたように1億9,100万円余ということで、その内容につきましては、市内事業者等に委託する保守点検等の委託料、それから修繕費、また包括管理事業者のマネジメント費ということになってございます。事業導入によりまして、施設の品質向上とライフサイクルコストの低減に努めていきたいというものでございます。説明は以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 確認ですが、本年度入札をして、確定して、後で報告があるんですよね。

○天貝行政経営課長 はい。11月にプロポーザル方式で選定を行いまして、FBSと前田建設の共同事業体ということで、以前御報告を差し上げたかと思っておりますけれども、今詳細を協議中ではございまして、3月中には契約をして4月1日からの導入開始というふうに今作業を進めているところでございます。

○柳澤委員 こちらを委託したことで、このメリットの中に事務負担の軽減というのがありますけれども、想定される負担減、金額の面で想定されている額というのはありませんでしょうか。

○天貝行政経営課長 金額というのは出すのは非常に難しいとは思っています。ただ、今まで所管課が細かい委託ですとか、修繕の委託作業を行っていたしましたので、この事務負担とはかなりのものがあると思っております。ある大学の先生が試算した結果というのがありまして、施設の大小にもよるでしょうけれども、4,000万ほどあるというような試算結果を出したというのがWeb上に載っております。土浦市で試算したわけではございませんけれども、一応参考までということになります。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料①カ新公共施設予約システム導入事業について、説明願います。

○土田DX推進課長 DX推進課でございます。新公共施設予約システム導入事業につきまして、御説明申し上げます。導入の目的でございますが、近年のデジタル技術の発

展や、市民ニーズの多様化に伴い、オンライン完全予約やキャッシュレス決済が可能となります新たな公共施設予約システムの施設を拡充しまして、市民サービスの向上及び業務の効率化を図るものでございます。事業の概要でございます。令和6年10月から予約システムを導入していない男女共同参画センター研修室、J：COMフィールド土浦、J：COMスタジアム土浦の3か所にこの新たな公共施設予約システムを導入いたしまして、現在スムーズな運用を行っております。新年度につきましては、現行の旧システムで運用しております施設におきまして、特にキャッシュレス決済の要望が多い霞ヶ浦総合公園と川口運動公園のテニスコート、新治運動公園、新治トレーニングセンターを本年の10月1日より、この新システムへ移行をいたします。旧システムでは、本予約や利用料の支払等に施設への来館が必要となっておりますが、新システムへ移行することによりまして、利用者はスマートフォンなどを使用して、施設に来館することなく、Web上で予約を完結、利用料のキャッシュレス決済、領収書、許可書、各種申請書のダウンロードも可能となるため、利便性の向上に寄与いたします。また、施設管理者におきましても、施設情報を一元管理することで、業務の効率を図ることができます。こちらの事業費につきましては、システムの導入に係ります初期費用、運用費用は新しい地方経済生活環境創生交付金、これは旧デジタル田園都市国家構想交付金でございますが、対象となりますことから、初年度の事業費の2分の1が補助されることとなります。システムの移行につきましては、施設管理者としっかりと抜かりなく準備を進めてまいりたいと思います。説明は以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○**小坂委員** 補助金の件ですが、2分の1というのは、この総額280万にかかってくるんですか。それと、初期導入費用については、今後はなくなってシステム運用費用だけになるのでしょうか。

○**土田DX推進課長** ただ今の御質問でございますが、まず、事業費280万3,000円の中のシステム移行に係る費用の分というのがございます。そちらがこの箱にございます初期導入費用と言われている232万1,000円、こちらの半分が支弁される形となります。それで、委員おっしゃるとおりでございます。インシャルコスト、それとこの費用を運営していくためのランニングコストとなります分につきましては、この最初の1年目の分だけの2分の1、それ以降につきましては、本市の単費という形になります。以上でございます。

○**柳澤委員** こちらの事業は、スポーツ振興課とも連携をとりながらされていると思いますが、年の頭に大まかなグラウンドの予約の会議があると思うのですけれども、あれで内容決めた上で、改めてWeb上から予約してくださいねということになるのでしょうか。

○**土田DX推進課長** 委員おっしゃるとおり、最初に団体の皆様と打合せの会議がございます。その会議でおおよその日数、予定等は決まる形になってございまして、そのほかの、システムから入力もできますので、後はどうしても個別に使用される方もいらっしゃると思いますので、その方々にはこのシステムを使っていただく。それから大枠で決まっ

ているものにつきましては、それぞれまたシステムに入力をしていくことで、施設管理者の情報の一元管理というものに寄与することができるのかと思っております。

○柳澤委員 そうしますと、例えば2月の協議会があって、その中で決まった人たちがおそらく優先されていくような格好になると思うのですけれども、そうすると、一般の方々というかそれ以外の協議会に参加されなかった方々の予約開始は、例えば3月以降とか4月以降とか、それから押さえられるようになるということなのではないでしょうか。協議会に参加した人たちを入れなければならないと思うのですが、そういったことは決まっているのでしょうか。

○土田DX推進課長 どうしても大卒というのは、それぞれの団体の皆様のほうでもう決まっていますので、そこは入ります。このシステムにつきましては、個人で利用される方もJ：COMフィールドとかはございますので、その皆様に周知をして、そこで入力をしていただくような、予約をこちらのWeb上でしていただくような形にはなりません。

○柳澤委員 例えば、これが継続してシステム導入されていくといった中で、野球大会とかはこの月の日曜日は大体使いますよということがある程度あると思うのですが、それが2月の協議会で決まると。継続してこの事業が行われていくとなったときに、何となくそこはもう毎年埋まっているということで押さえ、一般の個人の方々が取れないようにしておくのか、それとも2月の協議会が終わってから入力してくださいねというような周知があるのかどうか、そこが知りたかったです。

○奥谷委員長 システムが導入された後、一般の方の申込みがいつになるのかということでもいいのかな。

○柳澤委員 協議会に出た方とその個人の方がバッティングしないような仕組みがうまくできるのかなという、そこが知りたかったということでした。

○土田DX推進課長 それはおっしゃるとおりでございます、どちらかが有利になったりとかそういうことがないように、今後につきましては、このシステムでなるべく完結するような方法というものをスポーツ振興課、それから関係各課とも進めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○奥谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②土浦市行政組織条例及び土浦市公告式条例の一部改正(案)について、説明願います。

○天貝行政経営課長 五中地区の公共施設再編によりまして、上大津支所の機能を限定して上大津公民館に移転するということから、全ての機能を有する支所とを区別するため、行政組織条例に規定されております上大津支所を上大津出張所へ名称を変更するとともに住所を変更するというものです。また、神立出張所につきましては、ほかの支所と機能が同じであることから、神立支所と名前を改めるというものになります。それから、公告式条例の改正につきましては、条例等を公布する際には公告式条例に基づき掲示板に掲示することになっております。掲示場というのは、本庁のほか、各支所に現在

設置されているいわゆる掲示板になりまして、この掲示場の場所が条例に規定されておりまして、上大津支所が出張所に変更になり、また逆に神立支所に変更なるということから、場所を神立支所掲示場に変更するものになります。施行日につきましては、上大津出張所の開所日に合わせて、5月7日にするものでございます。説明は以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、つぎに報告事項に移ります。資料③土浦市×「機動警察パトレイバー」コラボ事業について説明願います。

○佐々木政策企画課長 私のほうから資料③の土浦市とパトレイバーのコラボ事業につきまして、御説明をさせていただきます。このパトレイバーコラボ事業でございますけれども、これまでも様々な取組を進めてきました。そのような中、新たな取組といたしまして二つ御報告いたします。まず1のデザインマンホールの3種類の追加設置についてでございます。こちら昨年6月の補正予算で広沢商事からの企業版ふるさと納税を財源といたしまして予算を計上させていただきましたが、昨年4月に既にガチャガチャの亚克力キーホルダーとしてお目見えしている3種類のデザインマンホールを来月3月下旬を目途といたしまして、裏面を御覧いただきまして、土浦市役所やアルカス土浦、モールに新たに設置したいといったものでございます。設置に当たりまして、設置前の3月12日から23日、ファンの方からも要望が多いものでございますけれども、この10日間、きらら館において3種類のマンホールを一堂に会する展示会を開催したいと考えてございます。2のそば焼酎「土浦小町」パトレイバー版の第2弾の販売についてでございます。「土浦小町」パトレイバー版につきましては、昨年12月にJA水郷つくば様の御協力で第5弾となるパトレイバー仕様のマンホールカードの配布を開始いたしました。併せてその場所でパトレイバー版の焼酎を30本限定で販売いたしました。こちらは1時間もかからず完売したところでございます。その状況を踏まえまして、今回第2弾といたしまして、限定120本を来月3日からきらら館、まちかど蔵、大徳、小町の館で販売いたしたいというものでございます。なお、第2弾につきましては、デザイン付きの箱入で販売するものと考えておりまして、価格については税込4,000円で販売いたしたいと考えてございます。説明につきましては以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、つぎに資料④土浦市公共施設等再編・再配置計画に係る進捗状況等について説明願います。

○天貝行政経営課長 資料④のAをお願いします。今回は公共施設関連の進捗状況につきまして、4点ほど説明をさせていただきたいと思っております。まず1点目です。課題のある29施設を選定いたしまして、前回その配置方針について御説明をさせていただきました。今回はそのほか所管課が検討しております施設を加えまして、188施設全体の配置方針を取りまとめました。そして、外部有識者会議であります策定委員会で協議をいただきましたので御報告をするものでございます。資料④イをお願いしたいと思いま

す。前回お示ししました課題のある29施設の配置方針を地区ごとに優先順位によりスケジュールリングしたものです。各地区の名称がありますけれども、その枠の中には、地区内の課題のある施設を記載しておりまして、五中地区で行ったように地区内の住民の皆様と協議しながら地区ごとの配置方針をまとめていきたいと考えております。都和地区につきましては、都和児童館が築51年を経過しまして、最も古いことから優先順位を高くしております。新治地区につきましては、施設の老朽化に加えまして、課題のある施設が多いことから、優先順位を高くしているというものでございます。薄いブルーで検討と書いてある矢印、こちらは役所内部での検討を指しておりまして、濃いブルーで策定と書いている矢印は、地区内の住民の皆様との協議を指しているというものです。なお、一番下の欄外に記載しておりますけれども、五中地区は先行してもう既に策定が進んでいること、それから六中地区については課題のある施設がないという状況から、ここには記載はございませんけれども、六中地区公民館の長寿命化工事につきましては、公民館の長寿命化のスケジュールが別途ございますので、このスケジュールとは別途順に進めていくということになります。次のページから7ページにわたりましては、全ての188施設の配置方針を一覧にまとめたというものになります。左側の施設名称に色が付いているものにつきましては、課題のある施設として配置方針を示したという施設になります。面積の欄が赤いものにつきましては、延床面積の削減効果を見込んでいるもので、その右側中央部分の配置方針と書いてある部分ですけれども、そちらで二通りの方針を示してある施設がございまして、例えば、No3の亀城プラザにつきましては、用途廃止と長寿命化の2パターンを示しておりますが、より削減効果の高い用途廃止を見込んで面積の削減効果に加算しているということです。このように削減効果を積み上げていきますと、7ページの一番下の欄外の中央付近に延べ床面積の削減率が15.5%と記載してございます。これは、赤で記したところを合算したものの数字になります。これは目標の30%縮減には遠い数字ということになっておりますけれども、公共施設総合管理計画の計画期間は、令和37年までの今後31年間となっておりますので、今後の人口減少の進展に伴いまして、計画の見直しを更に進めていくということになります。その際には、公共施設の6割を占めます学校と市営住宅の再編も進んでいくと想定されますので、縮減率も目標値に近づいていくものと考えております。次のページの8ページをお願いいたします。計画期間内における現時点での概算事業費を算出したものでございまして、左側の枠が再編等を考慮せずに全ての施設を長寿命化工事を行った場合の事業費ということで約1,050億円、年間平均しますと約34億円という試算になります。これに再編・再配置の取組等を反映させますと、約210億円削減ができて、総事業費が約840億円、年平均しますと約27億円になるという試算結果となりました。これを9ページでは、計画期間31年間における事業費の推移をグラフに表したというものです。横軸が時系列で計画期間を約5年スパンで区切っておりまして、縦軸が金額になります。高度経済成長期に建設された施設の長寿命化工事などの時期が、これから令和19年ごろまでにピークを迎えることから、このスパンでの事業費、オレンジ色の部分になりますけれども、こちらが膨大になっていると。また、左下のピンク

の枠内に記載しておりますように、特に学校の事業費が高く見込まれているというものでございます。このような非常に厳しい状況への対応としましては、適正な優先順位付けを行いながら、可能な範囲で実施時期を先送りしつつ、公共施設包括管理の導入によりまして、安全管理や基金の活用を図ってまいりたいと考えてございます。2点目の市民説明会についてです。今申し上げましたように、公共施設全体で188施設の配置方針がまとまってまいりましたので、本年4月に市内4か所で市民に対する説明会を実施しまして、市民の意見を伺いたいと考えてございます。3点目の五中地区の再編方針の決定についてです。五中地区の再編方針案に対するパブリック・コメントを実施しまして、12件の御意見がありましたけれども、策定委員会で協議した結果、別添の原案どおり再方針を決定いたしました。今後につきましては、記載してあるスケジュールのとおり支所機能の移転ですとか、湖畔荘機能の複合化に向けて作業を進めていきたいと考えてございます。説明は以上になります。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○**目黒委員** 2点ほどすいません。まず、説明会ですけれども、三中地区、六中地区、前回多分三中地区公民館で行ったので、今回六中地区公民館ということなんですけれども、該当する施設が無いというところで、あえて六中地区公民館で今回開催するという事で説明があったんですけれども、特に荒川沖消防署の跡地であったりとか、荒川沖保育所の移転についてとか、そういった説明を求める方が多いかなと思うので、それを考えるに当たってやっぱり六中地区で開催するのはいかなものかなというその意図について御説明をお願いします。

○**天貝行政経営課長** 三中地区、六中地区につきましては、委員おっしゃったように今年度は三中地区で行いました。そういうこともあって、次回は六中地区でというような思いで六中地区としたものでございます。

○**目黒委員** 前回参加された方の比率というわけではないですが、三中地区の参加者、六中地区の参加者は把握されていますか。

○**天貝行政経営課長** 比率につきましては、そこまで把握しておりません。

○**目黒委員** もう決まったから変えるのは難しいかなと思うのですが、大変でも、もう1回三中地区で開催するとか、御検討していただければなと思います。もう1点なんですけれども、上大津支所の職員の方にお話を聞くことがありまして、意外と納税される方が多いということと、それなりの金額をお持ちになる方が多いということをお聞きしました。それで、今回の公民館のほうに機能を移転するという事で、セキュリティの問題ですかね、今まで支所に訪れなかったような人も公民館には不特定多数の方が来るということで、それに伴ってその中にそれなりの金額を納税する方もそこにみえるとなると、セキュリティが大事になるかなと思いますが、現状それについて、何か新たにやっていくというような、決まっていることなどはございますでしょうか。

○**天貝行政経営課長** 1点目の三中地区で、もし可能であればということですが、変更可能かは課内でも検討してみたいと思います。また、上大津支所の納税が多いということで、確かに納税は多いほうではございます。今度実際にその納税業務を行う場所

については、上大津公民館の中の事務所内で行っていきますので、そこには一般の方は区長さんとかお出でになることはありますけれども、セキュリティに関しては所管課で考えてくれているのではないかなというふうには思っておりますけれども、私のほうからもその運用について、そういった御意見があるということを踏まえて、所管課にもお話ししたいと思っております。現状で私どもで把握しているものは特にございません。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、そのほか市長公室からございますでしょうか。

○山口市長公室長 市長公室からはございません。

○奥谷委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、市長公室の皆さんは退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(市長公室退席)

(総務部入室)

○奥谷委員長 それでは、総務部の案件について協議を行います。総務部資料に基づきまして、令和7年度土浦市一般会計予算(案)主要事業について、資料①本庁舎維持管理事業窓口受付システムWEB機能導入について、執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 管財課でございます。資料①本庁舎維持管理事業の窓口システムWEB機能導入についてお願いいたします。令和7年度におきまして、新たに混雑情報の配信などWEB機能を搭載した窓口受付システムの導入をしてまいります。これを導入することで、市民サービスの向上を図っていくということが目的でございます。導入は1階の窓口エリアでございまして、事業全体の事業費につきましては1,545万6,000円でございます。そのうちの2分の1につきましては、地方経済生活環境創生交付金を活用していくというものでございます。事業の概要欄をお願いいたします。今回は三つのWEB機能を搭載した窓口受付システムを導入していくというものでございます。まず、一つ目のシステムでございしますが、混雑情報配信というものでございまして、WEBサイトで窓口の混雑状況をリアルタイムで配信していくというものでございまして、パソコン、スマートフォンなどから市ホームページ掲載の外部リンクにアクセスしていただきますと、業務ごとの現在の待ち人数などを確認することができるというもので、混雑を回避して来庁することが可能になるといったものでございます。二つ目が予約サービスでございまして、市のホームページから希望の手続と内容と来庁日時を予約することができるというものでございまして、こちらは予約した日に来庁していただいて、予約完了時に送付される二次元コード、QRコードを発券機にかざしていただくことで受付番号券が発券されるというもので、スムーズに受付することができるというものでございます。三つ目が順番のお知らせメールというものでございまして、受付番号を発券後、その券にQRコードが付いています。それをスマートフォンで読み取っていただ

いて、メールアドレス等を登録していただくと、自分の順番が近づいたときに、そのメールにそろそろ順番ですよというような内容のものが届くといったもので、待ち時間がある程度有効に活用できるのではないかといいものでございます。これらの三つのWEB機能を搭載した窓口受付システムを導入していくことで、効果としては受付時間、待ち時間が短縮されると。それによって市民サービスの向上が期待されまして、また、これらのデータを取得することで、新たなニーズを把握することで、受付窓口の利便性向上を図っていけるというものだと考えているものでございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○小坂委員 これは、4月1日からということですかね。

○皆藤管財課長 導入につきましては、10月を予定しているものでございます。

○篠塚委員 関連してですが、本委員会の時でいいので、導入実施までのスケジュール、機械の選定とか入札とかあると思いますが、そういうスケジュール表があれば出してください。

○皆藤管財課長 本委員会の時に提出をさせていただきたいと思います。

○奥谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(案)の制定について説明願います。

○細野総務課長 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(案)の制定について、御説明いたします。資料は②と③とございますが、資料②の1ページの条例案の制定について説明をさせていただきます。こちらの件につきましては、昨年11月の事前の総務市民委員会におきまして、御説明をさせていただいたところでございます。最初に1番の条例案の趣旨を御説明いたします。令和4年6月に刑法等の一部を改正する法律が成立し、公布されたところですが、その改正の中で刑罰規定である懲役と禁錮という2種類の刑罰が単一化されまして、新たに拘禁刑が創設され、施行期日は令和7年6月1日とされたところでございます。これに伴いまして、本市条例の中で罰則や人の資格、こちらに定められている懲役、禁錮の用語を改正するものでございます。2番の条例案の概要でございます。条例の中で罰則や人の資格、欠格事項ですね、こちらに定められている懲役や禁錮の用語を拘禁刑に改正いたします。改正の方法としまして、該当する条例をそれぞれに改正するのではなく、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例として、一つの整理条例にまとめて制定をいたします。対象となる条例は3番に記載のとおり七つの条例になります。1番から3番までの条例が人の資格、4番以降が罰則となります。4番の施行期日ですが、法律の施行日と同日の令和7年6月1日を予定しております。なお、刑罰に関しての条例改正でありますので、水戸地方検察庁と協議をしておりますことを申し添えます。説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、つぎに資料③土浦市職員の分限に関する条例の一部改正(案)について説明願います。

○塚本(浩)人事課長 それでは、資料に基づきまして、土浦市職員の分限に関する条例の一部改正(案)について御説明申し上げます。一部改正の理由でございますが、条件付採用職員は地方公務員法第29条の2第1項の規定に基づきまして、降任、免職等の分限処分が適用されないこととなっております。ただし、第2項におきまして、条例で必要な事項を定めることができるとされており、また、国家公務員においても、人事院規則に条件付採用期間中の職員の特例が定められているところでございます。このため、本市におきましても、条件付き採用期間中の職員の任命について、条例で定めるものでございます。2番の主な改正内容でございますが、本市の土浦市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例ということで、条件付採用職員について、降任や免職することができる規定を加えるものでございます。具体的には、(1)のアからエまでの場合で、職制や定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員が生じた場合や、勤務実績が良くないと認められる場合や、心身に故障がある場合、更にその他客観的事実に基づいてその職に引き続き任用していくことが適当でない場合の四つの場合といたします。あわせて、(2)その他文言の整理をいたします。3番の施行期日につきましては、令和7年4月1日となります。2ページは改正案の案文、資料③の別添につきましてもは新旧対照表となっております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、つぎに資料④土浦市職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正(案)について説明願います。

○塚本(浩)人事課長 それでは、資料に基づき御説明申し上げます。1番の一部改正の理由でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴いまして、男女ともに仕事と育児・介護の両立ができるよう、国家公務員に準じ、子を養育する職員の時間外勤務の免除の見直し、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を行うものでございます。2番の主な改正の内容でございますが、(1)子を養育する職員の時間外勤務の免除の見直しとして、時間外勤務の免除の対象となるこの範囲を、3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するものでございます。また、(2)の介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等につきましては、アといたしまして、職員が介護に直面した旨を申し出た際に、仕事と介護の両立支援制度等の周知、意向確認のための面談の実施。イといたしまして、40歳に達した職員、介護保険料を支払うこととなった職員に対する仕事と介護の両立支援制度に関する情報提供。ウといたしまして、仕事と介護の両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるよう研修の実施や相談体制の整備等を定めるものでございます。(3)のその他人事院規則に準じた改正につ

きましては、人事院規則との齟齬を修正するための改正でございます。3番の施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。2ページ以降が改正案文、資料④の別添につきましては新旧対照表となっております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、つぎに資料⑤土浦市職員の旅費に関する条例等の一部改正(案)について説明願います。

○塚本(浩)人事課長 それでは、資料⑤に基づきまして、土浦市職員の旅費に関する条例の一部改正(案)について御説明いたします。本条例の改正につきましては、昨年12月に開かれました令和6年第4回市議会定例会の事前委員会でも御説明をさせていただいているところでございますが、その時点での説明は、詳細が不明な点もございまして、一般職を例に説明をしておりましたので、本日は市議会議員と特別職も含めて御説明をいたします。1番の一部改正の理由でございますが、昨年5月に国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正、そして同年9月に施行令が制定されたことに伴いまして、国家公務員に準じた市職員等の旅費の額、支給手続を見直すため、土浦市職員の旅費に関する条例、土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例、土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、土浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、土浦市証人等の実費弁償に関する条例を一括して改正するものでございます。2番の主な改正内容でございますが、(1)旅費の種目の見直しといたしまして、まず、交通費のうち鉄道賃につきましては、これまでの片道100キロメートル以上としていた急行料金の支払の距離制限を廃止いたします。ただし、県内旅行は現行どおり支給対象とはしないというものでございます。併せて運賃の上限の見直しをいたします。船賃航空賃につきましては、運賃の上限の見直し、現行の車賃につきましては、その他の交通費と名称を変更し、これまでキロ37円の定額で支給していたものを実費支給とするものでございます。つぎに宿泊費等でございますが、現行の宿泊料は宿泊費に変更し、定額方式から都道府県ごとに上限を設定された実費支給方式に変更となります。また、新たに包括宿泊費を設け、交通費と宿泊費がセットとなったパック旅行の代金の支給も可能となります。次ページをお願いいたします。現行の日当につきましては廃止いたしまして、宿泊を伴う出張のみ定額の宿泊手当を支給することといたします。その他といたしまして、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費、死亡手当につきましては、本市での支給実績はございませんが、国家公務員に準じた見直しを行います。つぎに、(2)旅費の上限額についてですが、これらは上限額か現に支払った金額のいずれか少ない額を旅費として支給することとなります。まず、アは交通費の上限でございますが、先ほどの鉄道賃、船賃、航空賃については、上限が設けられておりますが、具体的には表のとおり、一般職と議員・特別職では違いがございます。一般職の欄に記載のとおり、一般職の国内交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃とも最下級の運賃となります。外国の場合は、鉄道賃と船賃は最上級になりますが、等級が3以上に区分されているときは、最上級の直近下位の級の運賃となります。航空賃の場合は最下位となります

が、等級が3以上の区分で8時間以上の移動の場合は最上級の直近下位の級の運賃となります。つぎに、表の右側になりますが、議員と特別職の国内の交通費ですが、鉄道賃、船賃は最上級の運賃となりますが、航空賃は最下級の運賃です。外国にあっては鉄道賃、船賃、航空賃とも最上級の運賃となりますが、航空賃については等級が3以上に区分されているときは、最上級の直近下位の級の運賃となります。次ページをお願いいたします。つぎに、イの宿泊費の上限でございます。こちらも一般職と議員特別職には違いがございます。一般職の宿泊費のうち、国内については都道府県ごとに違いがありますが、東京都の場合は1万9,000円、県内の場合は1万1,000円です。外国の場合も国や地域で異なり、台湾の場合は1万7,000円、ドイツの場合は1万9,000円です。一方、議員特別職の場合も国内国外で違いがございます。東京都の場合は2万7,000円、県内は1万5,000円となります。また、外国の場合は、台湾でしたら1万9,000円、ドイツの場合は2万1,000円となります。つぎに、宿泊手当ですけれども、国内は一般職、議員・特別職ともに一律で一夜につき2,400円となります。これらに宿泊費の中に朝食や夕食が含まれている場合には、それぞれ3分の1が減額となります。外国の場合は国ごとに異なりますが、先ほどの例の台湾、ドイツともに一夜につき5,400円で、同じく宿泊費に朝食や夕食が含まれている場合には、それぞれ3分の1が減額となります。なお、これらの額につきましては上限額でございます。交通費や宿泊費の上限の範囲内で最も経済的な通常の経路、また方法により計算した実費が支給されることとなります。(3) 国家公務員に準じた旅費の支給手続等の見直しでございますが、これまで職員に直接支払をしていた旅費について、アでございますが、職員に対する旅費の直接支給に代えて、市が契約した旅行業者等に対する支払も可能といたします。また、旅費が実費支給となりましたことから、概算払の未精算金や過払の未返納金がある場合に、その者に支払う給与又は旅費から当該金額に相当する金額を差し引く規定、本条例の規定に違反して旅費の支給等を受けた者の当該旅費等を返納する規定を設けるものでございます。3番の施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。4ページ以降が改正案文、資料⑤の別添は新旧対照表となっております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑥令和6年度物価高騰対応重点支援給付金給付事業(調整給付)の補正予算(案)について説明願います。

○田中課税課長 資料⑥をお願いいたします。令和6年度物価高騰対応重点支援給付金給付事業(調整給付)の補正予算(案)について説明いたします。1の補正の理由としましては、国が令和6年度の税制改正において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するために、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分の所得税及び令和6年度の個人市県民税の定額減税を実施いたしました。定額減税は、所得税分3万円と個人市県民税所得割分1万円とを合わせた4万円に減税対象人数を乗じた額が減税されますが、減税し切れないと見込まれる方に対しましては、国の交付金10

分の10を活用し、その差額を調整の上給付いたしました。この度、給付費及び給付に係る経費が確定したことから減額補正をするものでございます。2の事業の概要としましては、(1)の趣旨につきましては、1の補正の理由で説明したとおりでございます。

(2)の申請受付期間は令和6年8月13日から令和6年10月31日まででございます。(3)の給付の対象者につきましては、全体で2万4,399人に対し、給付の決定者は2万3,381人で、約96%の給付率でございます。(4)の対象者への給付額につきましては、全体で9億6,842万円に対しまして、給付の決定額は9億4,155万円で、約97%の給付率でございます。なお、これらの給付に係る経費は国が全額10分の10を補填いたします。3の補正予算額につきましては、歳入が16款国庫支出金、4項国庫交付金、1目総務費国庫交付金で、7,857万7,000円の減でございます。2ページをお願いいたします。歳出は、2款総務費、2項徴税費、1目賦課費の下の表でございます。節ごとの合計額で、歳入の減額補正額と同額の7,857万7,000円の減でございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、ここで暫時休憩といたします。午後1時から再開といたしますので、よろしくお願いいたします。

(総務部退席)

(休憩 午後0時00分)

(再開 午後1時00分)

(総務部入室)

○奥谷委員長 それでは、会議を再開いたします。つぎに、報告事項に移ります。資料⑦印刷室印刷業務委託事業の中止と今後の印刷の在り方について、説明願います。

○細野総務課長 それでは、印刷室印刷業務委託事業の中止と今後の印刷室の在り方について、御報告をいたします。資料は⑦をお願いいたします。はじめに、印刷室は本庁舎1階のトラックバースに通じる所でございます。当初計画しておりましたこの事業の概要について、御説明をいたします。1番を御覧いただきたいと思います。印刷室に従事する職員ですが、現在フルタイムと短時間暫定再任用、週に4日ですが、この市技術員2名が常駐しておりまして、各課から依頼を受けた印刷業務を行っております。再任用職員が今年度末で任期満了になることを踏まえまして、人件費の削減、外部専門人材の活用を図るため、庁内印刷室の機材を使用して、委託準備期間を考慮しまして、10月から印刷業者等から派遣された専門人材に切り替える外部委託方式に変更するという計画でございました。つぎに、2番をお願いいたします。業務委託の入札の結果でございます。5月20日に人材派遣業者12社による入札を行いましたが、11社が入札を辞退、残る1社は予定価格を年額換算で約98万円を超えていたことから不調となりました。この入札は、参入の意思を示す印刷業者が無かったことから人材派遣業者に対して行ったものでございます。この後に、改めて市内12の印刷事業者等に確認したところ、全ての事業者において人員不足等の理由により受託の意向がないという回答でございました。

これを受けまして、今後の方向性について、3番でございますが、印刷事業者の状況、人材不足という状況を鑑みますと、次年度以降も外部委託できる実現性は低いと判断せざるを得ない状況でございます。次年度の印刷室の職員体制は、再任用の技術員は、任期満了後も引き続き会計年度任用職員としての勤務を希望していることから、次年度は現体制のままと考えております。現在も2,000枚程度の簡易的な印刷であれば、一般職員が自ら印刷業務を行っておりますが、今後は令和6年度にコピー感覚で印刷できる大容量の排出ユニットを備えた全自動カラー印刷機、そして製本ユニット付きの印刷機を導入したことを踏まえまして、簡易的な大量印刷についても、一般職員が印刷機を自ら操作できるよう、また今後のデジタル化に伴う印刷物の減少の状況を踏まえまして、おおむね5年程度を目途に印刷室の在り方を検討してまいりたいと考えております。参考までに、県内の自治体の印刷室業務の状況を確認しております。本市が計画していた本庁の印刷室での業務委託の形態は、表の下段にありますようにひたちなか市で行っておりますが、その他の自治体は印刷室はあるものの、専任職員は置かず、一般職員が簡易的な印刷を行い、製本等は外注しているという状況でございます。なお、業務委託事業の中止によりまして、当初計上していました予算額434万3,000円は減額する補正をお願いする予定でございます。報告は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑧法務専門官の任期の更新について、説明願います。

○細野総務課長 引き続きまして、法務専門官の任期の更新について御報告をいたします。資料⑧をお願いいたします。1の趣旨でございます。弁護士資格を有する法務専門官については、各部局の現場において法的観点からの迅速な検討と対応が必要となる場面が増えていることから、外部の専門人材を積極的に進める土浦市長の方針によりまして、令和4年度から採用しております。当初、令和4年度、5年度の2年間の任期で採用しまして、任期満了となったところですが、条例上5年を超えない範囲内において、本人同意を得た上で更新することができるという規定がございまして、これまでの勤務実績等を考慮し、令和6年度、令和7年3月まで1年間任期を更新したところがございます。今回、更に令和8年3月まで任期を更新することになりましたので、御報告いたします。2番の法務専門官の経歴、3番の任用の根拠につきましては、記載のとおりでございます。令和元年9月に司法試験に合格しまして、弁護士登録は令和2年になります。4番の勤務実績でございます。表のとおり、職員の法律相談、条例等の例規審査、職員への法務研修、その他と大きく4項目に分けて実績を記載いたしました。顕著な功績であるとともに、その他の主な実績では、行政不服審査法に基づく審査請求事件、情報非公開決定処分に対する審査請求への対応のほか、債権管理業務全般にわたり専門的見地から助言、指導をいただいております。弁護士が庁内に常駐していることによりまして、法律上の課題やちょっとした疑問でもすぐ相談できることで迅速な対応が可能となります。また、職員にも法的なもののお考え方が浸透し、法的な問題を発見、検討する能力を向上させることができると感じております。説明につきましては以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 報酬は変わらず同じ報酬でやっていくのですか。それから、条例に基づいて5年間を超えない範囲と書いてあるのですが、募集して、来ていただく方がいればいいんですけども、この5年という規定も今後見直しをする考えはあるのでしょうか。

○細野総務課長 まず、報酬、給与についてですが、こちらは土浦市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例、こちらに基づきまして、給与については全部で7段階に分かれております。低い方から1号給、2号給となっているのですが、7段階のうち現在5号給になっております。当初の2年間については4号給だったのですが、勤務の実績等を鑑みまして、昨年4月に5号級に上げたところでございます。また、5年を超えてというところがございますが、こちらにつきましては、この条例は、国の法律に基づいて制定した条例でございまして、5年が限度になっておりまして、5年を超えて採用している他の自治体を見ますと、一般職員として採用するというようなことになっております。また、当初、令和4年度に採用したときに、募集をしてもほとんど反応がなかったと。一番最後の日に、この方から応募があったということを知っておりますので、令和7年度については御本人更新ですけれども、令和8年度についても、令和7年度の早い段階で本人の意向を確認しまして、もし令和8年度は不可ということであれば、早い段階で募集をかけていきたいと考えております。以上でございます。

○古沢委員 5号給は、幾らなのですか。

○細野総務課長 5号給は、月額で61万5,000円になります。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑨リスクマネジメント推進事業の結果報告について、説明願います。

○細野総務課長 今年度から取り組んでおりますリスクマネジメント推進事業の実施結果について、御報告をさせていただきます。資料⑨をお願いいたします。まず1番の事業の概要でございますが、各課が業務を遂行する過程において、あらかじめ想定されるリスク、職員による不正アクセス、会計年度任用職員による住民記録の不正持ち出し等ございましたが、そのほかに郵便物メールの誤発送、誤送信等がございます。このようなリスクを事前に把握しまして、その影響を最小限に抑えるための防止策を検討し、実践することで事務の適正な執行を確保する取組でございます。2番の取組の方法としまして、リスクアドバイザーの講師に小山英雄氏、この方は土浦警察署長、そして茨城県警察本部刑事部長を歴任された方でございます。現在退職をしまして、民間企業において危機管理業務、そしてリスク管理全般を担当されているということでございます。最初に共通理解を図るための講義形式の研修を行います。つぎに、事前に課長と係長が担当する業務の総点検を行った上で、リスクシートを作成しまして、リスクアドバイザーとの面談日にそのシートを基に、課長、係長を二人セットでアドバイザーとの面談を行います。課長、係長からリスクの内容、リスクの回避、低減方法、リスク発生時の初動対応等を説明しまして、アドバイザーから助言、指導を受けるという形をとっております。

また、情報共有を図るということで、部内各課の面談終了後に担当部長へ報告、そして副市長、市長への報告ということで情報共有を徹底しております。つづきまして、3番の今年度の実績でございますが、この事業は2か年にわたりまして、全ての所属を対象に実施する予定でございます。初年度は、記載の分を対象として、56所属を3回に分けて研修会を実施しました。先ほど申し上げましたように、課長と係長が二人一緒にアドバイザーの面談を受けております。面談の結果、各課からの重要なリスクとして多かったものは、郵便物の誤発送、メールの誤送信、書類の紛失等による個人情報の漏えい関係、そして、公金の不適正管理、長時間居座る暴言を吐くといったクレーマーへの対応等がございました。次年度の予定につきましては、5番に記載のとおりでございます。面談を受けました課長、係長からの意見としまして、リスク管理の目的が理解できた、課長と係長のコミュニケーション、係内や課内のコミュニケーションが良くなり、情報の共有ができた、業務の反復、複数人による確認の重要性が理解できたなど前向きな感想が多く聞かれたところでございます。このリスクマネジメント推進事業によりまして、効率的、効果的な業務の執行、組織としてチェックできる体制づくりの構築が図れるものと考えております。説明につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑩防災訓練シェイクアウトつちうらの実施について説明をお願いいたします。

○大橋防災危機管理課長 資料⑩防災訓練シェイクアウトつちうらの実施についてをお願いいたします。一斉訓練を3月10日月曜日に実施いたします。9時46分に訓練開始となりますので、心構えのほどよろしくをお願いいたします。この後、3月上旬号の広報つちうらにも掲載するほか、市長記者会見でも公表し、4日の全員協議会では総務部長が再度御案内を申し上げる予定です。一人でも多くの方々に御参加いただきたく、訓練実施の猶予期間は3月17日まででございますので、議員の皆様におかれましては、御家族の参加登録はもとより、事業所等への参加の呼び掛けに御協力くださいますようお願い申し上げます。シェイクアウト訓練につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑪総合評価方式の改定について説明願います。

○皆藤管財課長 資料⑪総合評価方式の改定についてをお願いいたします。まず、総合評価方式につきましては、一般競争入札の一つでございます。価格以外のみならず事業者の技術力などを総合的に勘案し、落札者を決定するものでございます。国や県におきましては、多くの工事でも採用されているもので、本市におきましても令和4年度では4件、令和5年度では6件、今年度におきましては現在までで12件におきましてこの総合評価方式の一般競争入札というのを実施しているものでございます。これまでは、実施要項に基づきまして、総合評価方式を実施しておりましたけれども、入札の公正性、透明性を高めるといったこと、また評価の内容、手続等を明記いたしましたガイドライ

ンをこの度作成させていただきました。制度の充実、また先行している茨城県の制度の内容に準拠していくために、このタイミングで制度についても見直しをしたものでございます。主な概要といたしましては、まず、市内外型というものを設定したものでございます。これまでの入札におきましては、市内の土木一式のAクラスの案件を実施してまいりました。今後は、市外事業者が参加するような大型案件につきましても、適正に実施できるようにするために、新たに市内外型というものを設定したものでございます。その際、適用する評価項目につきましても、新たに設置いたしまして、適正な評価となるように努めてまいりたいと考えているものでございます。同時に、評価項目全体の確認をいたしまして、県に準拠する形で、一部の評価項目等を見直したというものでございます。それでは、②の評価項目の見直しを御覧ください。表の右側に変更、新設と書かれていますが、そちらが変更又は追加したものでございます。まず、⑤の週休2日制工事の施工実績というものがございます。こちらにつきましましては、今般の働き方改革の関係で、今までは完全週休2日制の実績があるかどうかのみでしたが、今後は週休2日制と4週8休工事の施工実績があるかという、この両方を付け加えて評価内容を強化していくことにしたものでございます。つづきまして、⑧技術者表彰受賞者の配置ということにつきましましては、国、県で行っている技術表彰制度を、こちらを活用できるようにするものでございます。⑨につきましましては、登録基幹技能者の配置ということで、技術者に関する国の制度を活用できるように付けたものでございます。つづきまして、⑩、⑪におきましては、こちらは市内外型に該当するものでございます。⑩につきましましては、市内に拠点がある事業者について、事業における優位性により加点するというものでございます。⑪の地元下請による施工については、市外事業者が受注した場合におきまして、市内事業者の下請での受注機会の確保をするために設置したものでございます。つづきまして、⑫若手・女性技術者の配置というものでございますが、こちらは若手技術者に加えて、今回は女性技術者も付け加えさせていただきまして、その点も評価の対象とするといったものでございます。⑬につきましましては、これまで一定の条件のもと、広く加点としておりました地域ボランティア活動の実績ですけれども、県内のボランティア活動や、今後は土浦市の道路愛護ボランティア支援制度、公園の里親制度、霞ヶ浦清掃大作戦等に限定していければということで検討しているものでございます。つづきまして、3番のスケジュールでございますが、3月下旬にホームページでガイドラインを公表させていただきまして、来年度4月からの案件に適用できればと予定しているものでございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○古沢委員 ⑤の完全週休2日4週8休制工事の施工実績というのは、工事を完全にストップするということですか。

○皆藤管財課長 こちらは、資料で施工、入札にかける工事におきまして、完全週休2日制を取り入れるだとか、4週8休を取り入れるとか、そういう仕様になってるものがあるんですけれども、そういうものの実績が実際ほかの工事でもあるかどうかということで、工事を休むというわけではなくて、工事に週休2日制を導入すると、働く人が週

休2日制になるということです。労働者の週休2日制と4週8休を導入してくださいというようなものでございます。

○奥谷委員長 工事を止めるわけではなくて、ローテーションを含めて休みを取るということでよろしいですね。ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑫土浦市選挙管理委員会委員・補充員の改選について説明願います。

○細野選挙管理委員会事務局書記次長 土浦市選挙管理委員会委員・補充員の改選について、選挙管理委員会事務局からお知らせいたします。資料は⑫をお願いいたします。現在の委員及び補充員の任期が、令和7年3月23日をもって満了となります。選挙管理委員会に関する事項は、地方自治法に規定されておりますので、第182条第1項第2項の規定に基づき、市議会において委員等の選出をしていただくこととなりますので、お知らせをいたします。資料の1番から順に御覧いただきたいと思っております。設置と組織については法の規定により、普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く、4人の委員をもって組織するとされております。選考の人員につきましては、委員4名と同補充員4名の計8名を選出していただくこととなります。任期は4年、令和7年3月24日から令和11年の3月23日までとなります。つづきまして、4番の選考方法ですが、法第182条1項におきまして、普通地方公共団体の議会において選挙すると規定されておきまして、2項において委員と同数の補充員を選挙しなければならないとされております。この選挙に関しまして、法第118条第2項において、議員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができるとされておきまして、その際は、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員全員の同意があったものをもって当選人とすると定められております。参考までに申し上げますと、これまでの委員の選任におきましては、一度も選挙になったことはなく、この第118条第2項に基づきまして、議長指名推選の方法で委員及び補充員が選任されている状況でございます。また、現行の委員、補充員については、5番のとおりになっております。また、これまでの議会での選出につきまして、最終日に決定していただいたんですけども、議会の会期が延びたために、最終日では委員の任期が切れてしまうということになります。その件につきましては、議会事務局に説明してございます。説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○古沢委員 委員会の報酬というものはあるんですか。

○細野選挙管理委員会事務局書記次長 報酬につきましては、毎月の支払になるんですが、委員長については月額4万8000円、委員については3万5,900円でございます。

○奥谷委員長 ほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、そのほか、執行部からございますでしょうか。

○塚本(哲)総務部長 特にございません。

○奥谷委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。  
(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、総務部の皆さんは退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(総務部退席)

(市民生活部入室)

○奥谷委員長 それでは、市民生活部の案件について協議を行います。市民生活部資料に基づきまして、令和7年度土浦市一般会計予算(案)主要事業について、資料①ア地域公民館整備事業について執行部より説明願います。

○大貫市民活動課長 市民活動課でございます。市民生活部の資料①の令和7年度土浦市一般会計予算(案)主要事業のうち地域公民館整備事業をお開きください。それでは本事業について、御説明をさせていただきます。先日の予算内示会でも御説明をさせていただいておりますが、本事業は地域活動の拠点となっております町内会等の管理する公民館等の新築などに要する経費の一部を補助することにより、地域や住民の方々の連帯感、コミュニティ意識の高揚を図っていくものでございます。令和7年度につきましては、資料の中段にございます今年度事業内容にも記載させていただいておりますが、新築が都和一・四丁目町内会の1件、修繕が真鍋二丁目町内会の1件の計2件を予定しております。新築が909万円、修繕が500万円、合わせまして1,409万円の補助金交付を予定しております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 補助金の限度額2,000万でしたか。それから、各町内会は建替修繕の要望が結構上がってると思うんですが、これから残り件数というか、何件くらい待っている状況がありますか。

○大貫市民活動課長 上限額は2,000万円となっております。篠塚委員から御意見があったとおり、大変待っていただいているところがあるんですが、正式な数字については今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答ということによろしいでしょうか。

○篠塚委員 本委員会で結構ですので、併せて2,000万円という金額で限度額が決まっていて、工事費の見積りの何%とかそういう限度額で決まっているわけではないですね。ただ、現状、物価高騰とか資材高騰とか物によっては非常にお金が掛かるということになってきていると思うので、その辺りの限度額の算定の見直しとか、引上げとかそういうのも検討されているのか、今後の公民館の整備事業に関してお答えいただければと思います。

○大貫市民活動課長 今の御質問も含めまして、後どのくらいの待ちがあるかも含めて、本委員会で御報告させていただきます。

○奥谷委員長 よろしくお願ひします。ほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料①清掃センターごみクレーン外整備事業について、説明願

います。

○羽成環境衛生課長 環境衛生課でございます。環境衛生課の主要事業につきまして、御説明を申し上げます。本事業につきましては、清掃センターの安定的な施設稼働を目的といたしました継続事業でございます。御案内のとおり、基幹的設備改良工事の実施対象外である老朽化の著しい機器類の更新整備工事を本年度から8年度にかけて実施しているものでございます。次年度の工事箇所につきましては、資料に記載をいたしましたごみ焼却施設の二つの設備ダスト定量供給装置と消石灰定量供給装置、それから粗大ごみ処理施設の一つの設備、粗大ごみの供給コンベア合わせまして3設備を予定してございます。令和7年度予算では、工事の施工管理業務の年割額を含めまして、9,521万円を計上させていただいております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○古沢委員 ごみ処理はすごくお金が掛かるね。分別収集はどのぐらいされているのでしょうか。

○羽成環境衛生課長 分別収集につきましては、まず、今まで燃えるごみの中に入っております生ごみの分別を行ってございます。それから、資源物ということで、缶、びん、紙類、古布など、カレンダーにも御案内しておりますとおり、6種11費目と多くの分別を行っているところでございまして、数字的なものは今持ち合わせておりませんので、実際の排出量につきましては、本委員会時に資料を提出させていただきたいと存じます。

○奥谷委員長 それでは、本委員会で改めて説明をお願いいたします。

○篠塚委員 あわせて、資料の提出をお願いしたいのですが、消防に聞いたんですけれども、リチウム電池等のごみが混ざって火災が起きてしまった市があったものですから、一般のごみの中にそういうものが入っているか点検とかはどのようにされてるのか。また、リチウム電池が燃えないごみに入っていたり、分からないと思いますので、その辺りの点検をどうされているのか、本委員会で結構ですので、そういう事例があったら教えてください。

○羽成環境衛生課長 リチウムイオン電池の回収につきましては、他市において火災等の事案がございます。土浦市におきましては、令和5年の4月からリチウムイオン電池の資源の集積所での回収を開始したところでございます。実際に、新たに乾電池のコンテナということで資源物の籠の中にリチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニッカド電池、モバイルバッテリーなどを入れていただいて、そのほか市役所の支所等の拠点回収も行うようにして確認をしております。また、不燃物を回収する際に、収集業者さんのほうでも、中身を確認していただきながら回収に当たっていただいているところでございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、つぎに資料②土浦市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例及び土浦市手数料条例の一部改正(案)について説明願います。

○日高環境保全課長 資料の②をお願いいたします。土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び土浦市手数料条例の一部改正（案）について御説明をいたします。1の改正の理由でございますが、県において令和5年5月に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法を令和7年4月から運用を開始することに伴い、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例が改正されました。それに合わせて、県条例に準拠する土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例についても所要の改正を行うものです。また、市残土条例に基づき、土地の埋立て等を行おうとするものは、土浦市手数料条例に基づき、手数料を納めなければならないとしていることから、市残土条例の改正と併せて、手数料条例別表第2に規定する土地の埋立て等許可申請手数料の一部を改正するものでございます。2の改正内容でございますが、まず、市残土条例につきましても、県残土条例の許可対象面積上限の引下げに合わせ、許可対象面積上限を引き下げるもので、県残土条例の許可対象面積上限が5,000平方メートル以上から3,000平方メートル超に引き下げられることから、市残土条例の許可対象面積上限を5,000平方メートル未満から3,000平方メートル以下にするものです。また、盛土規制法と規制内容の重複する部分等を整理いたします。つぎに、手数料条例につきましても、市残土条例の許可対象面積上限の引下げに合わせ、手数料条例別表第2の区分の文言を一部修正及び区分を一部削除するもので、1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満を1,000平方メートル以上3,000平方メートル以下に修正し、3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の区分を削除いたします。3の施行日でございますが、県残土条例の施行日と合わせて、令和7年4月1日からといたします。以降3ページから6ページが条例案文、資料2の別添が新旧対照表となっております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 条例違反の例が多分あると思いますが、土浦市内において条例違反があった現況、その改正と対処方法等が分かったら今の対策について、資料で提出していただけますか。今回の条例は5,000から県のほうが3,000ですか、市が3,000になってもっと狭くなったわけですよね。県のほうがもっと責任を持ってやっていくという、監視もしていくということなんでしょうか。

○日高環境保全課長 不適正事案の状況につきましては、後ほど資料を提出させていただきますが、大きな事案としましては、令和元年度に沢辺地区と本郷地区で発生した以降は大きな事案は発生しておりません。軽微な事案としましては、農地転用の許可を受けて採石で埋立てをするよと言ったものを土で埋め立ててしまったとか、それから許可した土以外の土をほかから持ってきて搬入してしまったという事案は発生しております。そちらにつきましては、指導を継続的に行っているような状況でございます。資料は後ほど、本委員会において提出させていただきます。それから、盛土規制法が3,000平方メートル以上が対象になるということで、県の残土条例も3,000平方メートル超を対象にすることとしたものでございまして、盛土規制法と残土条例につきましては、内容が重なっている部分も多くございまして、もともと残土条例では災害の防止

としまして盛土や堆積物の高さ、法面の勾配という部分と、生活環境の保全ということで、土砂の性質や土壌環境基準とこの二つを対象としておりましたが、より罰則の強い盛土規制法におきまして、災害の防止の部分につきましては見ていくと、生活環境の保全につきましては、引き続き残土条例で規制していくとしたものでございます。以上でございます。

○奥谷委員長 それでは、資料の御準備をお願いいたします。ほかにもございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③土浦市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて説明願います。

○菊田市民課長 資料③をお願いいたします。土浦市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについてでございます。1番の概要ですが、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づきまして、平成22年11月1日から市内3か所の郵便局におきまして、各種証明書、戸籍証明や住民票等の発行業務を実施してきました。これらの業務につきましては、郵便局での証明書発行件数の減、マイナンバーカードの利用によるコンビニ交付の開始及び利用件数の増、郵便局における発行経費の増などから今後は終了することとして、これに伴って平成22年の運用開始時の市の特定の事務を取り扱う郵便局としての指定を取り消すため、法律に基づき議会の議決を求めるとでございます。2番の指定を取り消す郵便局は、山ノ荘郵便局、土浦穴塚郵便局、土浦中村郵便局です。3番の運用終了予定日は、令和7年3月31日です。4番の経緯等につきましては、令和6年11月下旬には議会への報告として、この事前委員会で報告をさせていただいた上で、その後に全議員へメールをさせていただきました。12月26日には日本郵便株式会社と議決後に令和7年3月末で運用を終了する旨の覚書を締結しました。令和7年1月下旬には三つの郵便局を訪問しまして、事情の説明と住民への周知用ポスターの掲示及び周知を依頼しました。住民への周知は、ポスター掲示を市役所市民課と支所、出張所、郵便局窓口で行いまして、広報紙は3月上旬号へ掲載予定で、同時期に市のホームページへも掲載いたします。3月上旬には指定の取消しに係る議案を提出して、議決後に契約延長せず、3月31日で運用を終了いたします。説明は以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 言葉なんですけれども、指定取消しが正しいのですが、イメージ的に指定を取り消すというと、何か事件があって、この会社の指定を取り消すというふうに捉えられる可能性もあるのかなと思いつつながら、不備があったわけではないので、もう少し違う言葉、契約解除とかですね、同じだと思うのですが、その辺りのことはよく説明してると思いますが、指定取消しというものが何となく見えてこないで、うまい言葉があればなど。独り言で結構です。

○菊田市民課長 御指摘のとおりかと思えます。法律にそういう文言がございまして、その文言でこの名称をつけさせていただいたものでございます。

○奥谷委員長 ほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料④ア令和6年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)、環境政策事業について説明願います。

○日高環境保全課長 環境保全課でございます。資料④アをお願いいたします。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)について御説明いたします。環境政策事業の補正予算となります。1の補正理由でございますが、企業版ふるさと納税の寄附がございまして、寄附企業よりゼロカーボンに向けた取組に活用してほしいとの申出があったことから、ゼロカーボンに向けた新たな事業を推進するため増額補正を行うものです。事業概要としましては、事業構想大学院大学へ委託し、寄付企業、大学、市の産学官連携による新事業創出と人材育成を図り、ゼロカーボンに向けたプロジェクト研究を実施するものです。なお、予算につきましては、年度内の執行が見込めないことから、翌年度へ繰越しをいたします。2の補正予算額でございますが、歳入がふるさと土浦応援寄付金、企業版ふるさと納税の2,000万円、歳出が環境保全対策費の委託料で、補正前の225万4,000円に2,000万円を増額しまして、2,225万4,000円になるものです。3の今後の予定でございますが、6月に包括連携協定を締結し、7月に研究生募集、選考、8月から2月にかけて講義、フィールドリサーチ等、11月に中間発表、来年の3月に最終発表を予定しております。なお、こちらの予定でございますが、全体的に少し前倒しになる可能性がございます。4の寄付企業でございますが、田中鉄工株式会社、本社が佐賀県、関東支店がつくば市にございます。事業内容はアスファルトプラントの設計・製作等を行っております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料④イ斎場維持管理事業について説明願います。

○羽成環境衛生課長 環境衛生課でございます。引き続き、環境衛生課の補正予算につきまして御説明を申し上げます。資料④斎場維持管理事業を御覧いただきたいと存じます。こちらの補正予算は、市営斎場の運営に係る指定管理委託料の増額補正となっております。補正理由でございますが、御承知のとおり、本委託料の算出に当たりましては、施設の運営経費から火葬場、式場等の利用料金収入を差し引いた見込みとなっております。利用料金収入につきましてはコロナ禍以降、特に通夜を行わない告別式のみ式場利用が増えていることによりまして、当初想定しました収入を大きく下回っているところでございます。そのような中、施設の固定費であります電気、ガスの料金につきましては、価格高騰の長期化が続いており、その影響を受け、指定管理者のほうでも採算が見込めなくなってまいりまして、先頃基本協定に基づく指定管理料変更の申出が提出されたところでございます。この電気、ガスにつきましては、施設の性格上大きく減らすことのできないものでございますので、つきましては、各種料金及び使用量に記載のとおり、本市が指定管理者募集時に想定をいたしました、それぞれの料金と今年度の見込料金との差額について、補填を行いたいと考えてございます。この度、資料記

載のとおり指定管理に係る委託料を816万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料⑤友好交流都市台南市団体視察の派遣報告について説明願います。

○大貫市民活動課長 市民活動課でございます。報告案件でございます。資料⑤友好交流都市台南市団体視察の派遣報告についてをお願いいたします。こちらは12月の総務市民委員会でも御説明をさせていただいておりますが、本市と台湾台南市では自転車、れんこん、花火といった共通点がありますことから、文化、芸術、体育、観光などの各分野での交流及び連携を進め、友好関係をより一層深いものとするために、今回安藤市長をはじめとする訪問団を派遣したものでございます。日程につきましては、1月の16日から19日の4日間、3泊4日で実施をいたしました。参加者につきましては、資料4に記載させていただいたとおり安藤市長のほか、市議会から4名、関係団体といたしましてJA水郷つくば、土浦商工会議所から合わせて3名、随行職員を含め11名を派遣しております。総務市民委員会からは、小坂議員に御同行いただきまして誠にありがとうございました。5の内容につきましては、台南市黄偉哲市長への表敬訪問後、本市の主要事業のPRと台南市の観光、農業、文化の各部局担当者との意見交換を実施いたしました。また、台南市議会の邱議長を訪問しております。そのほか、新化青果市場及び鴨母寮市場への視察、ランタンまつりの視察などの当初の予定に加えまして、春節をお祝いするイベントにも黄市長の特別な計らいにより急遽参加をさせていただきまして、安藤市長が挨拶とともに本市のPRを行うなど温かい歓迎を受けてまいりました。資料の2ページ以降なんですが、こちらは写真を掲載いたしましたので主なものを御説明させていただきます。2ページは、台南市長及び台南市議会議長を訪問した際の写真でございます。本市からは訪問を記念しまして黄市長に花火玉のレプリカをお送りしております。また、台南市長からは今回の訪問に合わせまして、現在、台南市内で整備中の道路に土浦街ということで、道路名称ですね、命名していただいたとの御報告をいただきました。当初はこの訪問団の派遣の際に、工事が完成して見せていただくような段取りをしていたんですが、工事ということでちょっと工事が終わらないということで、現地の見学は派遣の際はできませんでした。工事完了後、台南市から連絡をいただいて御報告できるようにということで今考えておりますので、またその際は御報告をさせていただきます。また邱議長とは、両市の友好、また子供たちの教育的な交流を深めていくことについて話し合いをさせていただきました。3ページの方の写真ををお願いいたします。こちらの3ページの上から①から③は台南市関係部局との意見交換の様子でございます。下の④、⑤、⑥の写真につきましては、最新鋭の設備や建築物としても大変注目をされている視察や観光の名所となっている新化青果市場での視察風景でございます。4ページはランタンまつりや春節イベント、また、市内見学の写真となっておりますので後ほど御覧いただければと思います。説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑥特定空家等及び管理不全空家等の認定基準及び判定調査票(案)に係るパブリック・コメントの実施結果について説明願います。

○中山生活安全課長 それでは、報告の2件目になりますが、特定空家等及び管理不全空家等の認定基準及び判定調査票(案)に係るパブリック・コメントの実施結果について御説明をさせていただきます。令和5年12月13日に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる特措法の一部改正をする法律が施行されまして、特定空家等という認定基準に加えまして、新たに管理不全空家等という基準が設けられました。この新たな管理不全空家等の認定基準とその判定調査票のガイドラインというのが国から示されましたので、現行の第二期土浦市空家等対策計画を修正いたしまして、盛り込むためにパブリック・コメントを実施したものでございます。この第二期空家等計画につきましては、計画期間が令和5年から令和9年の5年間となっております。今回修正した部分のみの対応ということで今準備しているところでございます。パブリック・コメントの結果につきましては、資料1の(1)結果概要にございますとおり、1件の御意見をいただきました。内容につきましては、その方の隣接する空家に対し、環境を改善してほしい旨の要望でございまして、(2)の提出された意見とその意見に対する考え方のおりでございます。以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑦上大津支所のサービス移転等について説明願います。

○菊田市民課長 資料⑦をお願いいたします。上大津支所のサービス移転等についてでございます。こちらにつきましては、行政経営課から土浦市公共施設等再編・再配置計画や行政組織条例の説明があったかと思えますけれども、その説明と内容が重なる部分がございますけれども、上大津支所に関係する内容について説明をさせていただきます。今回御報告させていただく内容と同様の内容につきまして、広報紙の3月中旬号に掲載予定でございます。1番の概要につきましては、上大津支所につきまして、当初令和6年度末に閉所の上、一部のサービスを上大津公民館に移転することとしておりましたが、閉所時期が変更となりましたので、閉所後の提供サービス等の詳細と併せて、以下のとおり報告いたします。2番の上大津支所の閉所及び移転スケジュールにつきましては、例年3月から4月は住所移動など手続が増える時期であることから、利便性を考慮し、令和7年4月末に閉所時期を変更します。移転準備は先行してできることは4月中に実施しまして、4月末まで使用している機器類は閉所後に速やかに設置し直して、5月7日から上大津公民館でサービス提供を開始いたします。3番の上大津公民館でのサービス概要は、(1)提供場所は上大津公民館事務室です。(2)窓口開所日時は、公民館の開所日に合わせて火曜から日曜日、8時半からの17時15分です。(3)の提供サービスにつきましては、①から③のとおりですが、①の証明書交付につきましては、二通りの交付方法がございます。aとbで示しておりますけれども、aの方はマイナンバーカー

ド利用端末による証明書交付です。こちらは住民票、印鑑登録証明、市税の課税証明等でございます。戸籍証明や納税証明は除きます。bの窓口での証明書交付、これはいずれも取得可です。この表の中でバツと付いているところですが、これは戸籍証明につきましては、市民課が休日である土曜日につきましては発行ができないということです。また、納税証明書につきましては、納税課が休日である土曜、日曜は発行できないということでございます。②の市税の収納、③の各課提出書類の受領を行います。4番の施設名称の変更につきましては、市民に分かりやすい説明をしようとするため、移転後の名称を全てのサービスを提供する支所と区別して上大津出張所としまして、合わせて全てのサービスを提供している神立出張所を神立支所に名称を変更いたします。説明は以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○目黒委員 先ほど市長公室の公共施設再配置のときにも質問させていただいたんですが、今の上大津支所でお金を納める方が多くいらっしゃることを聞きまして、これがそのまま公民館に業務移転するということで、お金を扱うということで防犯上のこともそうですし、職員も今の支所の職員の方が、そのまま公民館に移動するというような人員配置とかも、もし予定されているのであれば、決まっている範囲でお聞かせ願えたらと思います。

○菊田市民課長 職員は現在4名おります。正職員と会計年度職員で4名おりますけれども、4名全員ではないんですけれども、そのうち一部の人数が出張所に配置の人員としてカウントされます。その後の業務につきましては、現在の支所の職員と公民館の職員全員が業務に当たることができるようにという体制で臨むこととなります。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑧パスポートの変更について説明願います。

○菊田市民課長 資料⑧をお願いいたします。パスポートの変更についてでございます。3月24日からパスポートについて変更になる内容でございます。パスポートに係る変更点につきましては、広報紙の3月上旬号でその申請方法、手数料、交付日数等のお知らせをする予定でございます。この資料の安全面というところで、偽造・変造対策としまして、顔写真ページがプラスチック製になります。偽造・変造対策が強化されることとなります。紙幣を印刷している国立印刷局で作成することとなります。今までは都道府県で作成していたのですが、国立印刷局で行うこととなります。これが交付日数のところに影響してきます。つぎに、便利というところですが、申請方法につきましては、パスポートの新規の申請について、今までは窓口の受付でのみ対応しておりましたが、マイナポータルでオンライン申請ができるようになります。ただ、受取は窓口に来ていただく必要がございます。オンライン申請の場合には、更に戸籍情報がシステム上連携されます。ですので、戸籍謄本の原本提出が不要になりまして、その戸籍謄本の取得手数料も掛からなくなるということです。ちなみに、土浦市では450円

です。さらに、申請手数料につきまして、10年のものと5年のものでそれぞれオンライン申請、窓口申請で金額が異なった設定になっておりますけれども、オンライン申請のほうが窓口申請よりも手数料が安い設定になっております。これは、マイナンバーカードオンライン申請の利用促進のためということでございます。そして交付日数につきましては、今後はパスポート作成を国立印刷局で行うため、申請から交付まで2週間程度かかるということで、茨城県ではこれまでは8営業日だったところが、申請日から交付までを11営業日程度かかると言っております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○古沢委員 これ個人の一人一人の分を全て国立印刷局でやるんですか。

○菊田市民課長 おっしゃるとおりで、一人一人全部国立印刷局で行います。やはり偽造・変造対策としてホログラムなど加工が施されております。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、そのほか市民生活部からございますでしょうか。

○水田部長 先ほど篠塚委員から残土条例に係る御質問をいただいたんですけども、市で管理するのが3,000平方メートルと狭くなるので、楽になるのかなと思われがちですが、県のほうもやはり隅々まで目が行き届かない部分がありますので、やはり市のほうでしっかりと自分のエリアは守っていくという考え方で取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○奥谷委員長 委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

○柳澤委員 先日、環境衛生課から御案内をいただいて、土浦市が排出してる焼却灰を処理する施設であります新日本電工さんに行かせてもらいました。それでですね、焼却灰の再資源化ということをやっております、焼却灰を電気炉で溶かして、それをまた石のような砕石のようなものにして再利用する、またその灰の中に溶け込んだ貴金属を取り出してそれを製品化するといったことをやっているところなんですけれども、やはり現状白鳥の最終処分場の容量の問題というのが結構迫ってきている中で、非常に有用なシステムなのかなということはずごく思いました。そこで取り扱ってる内容として、当然、今新規で排出される焼却灰を土浦市から持っていっていると思うんですけども、その施設では、例えばその灰を掘り起こして、それを受け入れることも協議した上であれば可能だと、そういったこともおっしゃっております、そういったことも今後視野に入れる必要も出てくるのかなと思うんですけども、そういった部分については何かお話を既に伺ってるのか、そういったことも視野に入れているのか、そういったことはあったでしょうか。

○羽成環境衛生課長 新日本電工には、今清掃センターから出ている焼却灰を入れておまして、熔融スラグ化ということでお願いをしているところでございます。議員から今お話のありました既に埋まっている焼却灰等を掘り起こして、再度というお話ございました。国内ではいくつか事例がございまして、本市におきましても実は今年度サンプルを取って、新日本電工にそういったスラグ化が可能なのかどうかということでは調査

を依頼したところでございます。今回送ったサンプルの結果としては、受入れ可能な範囲の内容でございましたが、実際に全体を熔融スラグ化するということになると、かなり深く掘り起こさなければいけないということでございますので、実際にやるに当たっては、その埋立地のボーリング調査が必要になってまいりまして、その中に可燃ごみの混入割合、これが受入れ可能な割合というのが10%以下ということで伺ってございます。これに関しては、今後の費用の算定でありますとか、近隣住民への御説明も含めまして、こういった再生事業というものが可能なかどうかというところも十分に検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○奥谷委員長 引き続き、調査研究をお願いします。ほかによろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、市民生活部の皆さんは退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(市民生活部退席)

○奥谷委員長 それでは、その他といたしまして、去る1月16日から19日まで総務市民委員会を代表して小坂委員が台南市に派遣をされましたので、御報告をお願いいたします。

○小坂委員 それでは、報告させていただきます。令和7年1月16日木曜日から19日日曜日の3泊4日で、台南市との友好交流協定記念事業台南市団体視察団として、市議会を代表して参加をいたしました。両市議会及び市民との交流を深めて、友好交流都市関係の更なる強化を図り、また、観光商業など各分野の業種交流及び連携を深め、市の様々な交流、国際交流施策の充実強化に資する活動を行うという目的を持って行ってきました。いろいろ見学とか先ほど写真とかも出ていましたが、私の所感ということで、その下に書いてあるものを読みながら説明します。今回の台南訪問というのは、JAさん、商工会議所さん、安藤市長、そして土浦市議会という形で行きました。台南市への表敬訪問の際に、黄台南市長、それから安藤市長の挨拶に続きまして、私は質問をさせていただきました。向こうの黄市長ほか幹部の方が6人ぐらいいまして、質問というか私の記憶にある鄭成功の話をしました。17世紀に中国人を父に持ちまして日本人を母に持つと、平戸生まれだったようですが、鄭成功はオランダ東インド会社を台湾から追い出し台南に拠点をおいた人です。さらに、清に滅ぼされた明の臣下であった鄭成功は清朝からの復興運動を行い、明朝の再興を願い清と戦った方です。何でこれを思ったかということ、若い頃、世界の歴史という全30巻ある本が大好きでございまして、それを読んでいると台湾について鄭成功が必ず出てくるのです。この鄭成功のことを江戸時代の近松門左衛門が国性爺合戦として、人形浄瑠璃として後に歌舞伎でも演じられたという話をしましたところ、台南市の方がそのことを熱心に話されまして、いろいろ教えていただいたのですが、台南というのは台湾の中で最初にできた都市です。台北とかそういうのは後からできた都市なんですね。ですから、ここは大変歴史のある、そして台湾の発祥の街ということで、やはりとても独立精神が大きいというようなことでございました。その後、台南市議会議員との交流会で邱議長に尋ねました。私が尋ねたこ

とは、台湾の方々はすれ違うときによけてくれるんですね。台南の方はそうなのかなということを知ったら、やはりこれは日本と交流が深いので、日本と似ているのかなという話をしました。また、似ているということで仲良くしましょうと、日本と台湾が手を結ぶと世界が平和ですと、そのような話をしました。その後、台南市議会の議場も見学させていただきましたが、議会の傍聴席にビニールシートが張り巡らせてあったのでお聞きすると、傍聴席から物が飛んでくるとのことでした。また、議会中は休憩はなく、議場外には出ないそうで、朝から夕方までずっといると。その間どうするかというと、食事を議会事務局が運んでくるそうです。食事を議場ですると。そのようなお話をしながら、やはり話をしてみないと分からないことが結構ありました。そんな形で交流をしてみたいです。よろしくお願いします。

○奥谷委員長 お疲れ様でございました。この件に関して、委員の皆さんから御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 よろしいですか。ありがとうございます。つぎに、委員の皆様にご協議いただきたい事項がございます。政務活動費の審査のための総務市民委員会の出席者についてでございます。総務市民委員会は土浦市政務活動費使途基準に関する申合せ事項において、会派または議員から提出された収支報告の内容について審査を行う機関と定められております。そのため、本年も4月の22日に委員会の開催を予定しておりますが、会派等から提出をされました収支報告の内容については、例年議会事務局の職員が説明及び質疑応答をしているところということでございます。しかしながら、政務活動費の使途につきましては、議員が自律的に判断をし、いつでもその説明ができるものでなければならないと政務活動費の手引にも記載されていることから、次回の4月の委員会には議会事務局の職員だけではなく、会派の経理責任者及び無所属議員にも御出席をいただいて、政務活動費の詳細な使途についての質疑があった場合には、御対応いただきたいというふうに考えておりますけれども、この件に関しまして皆さんいかがでしょうか。どのようにお考えでしょうか。御意見をいただければと思います。

○篠塚委員 政務活動費について総務市民委員会が議会の中で審査するようになったのはある事件がきっかけとなったと思うんですが、その後もう数年経ってしまっていて、やはり議会事務局が説明するのではなくて、各会派の経理責任者がいるわけですから、その方に直に説明していただいたほうがより審査がしやすいのかなと。もう始まってから何年か経っていますので、形を変えるのも今ではないかと思えます。別に審議して議論するわけではなくて、開かれた議会を目指して、公明正大な会計報告するということが目的なので、そういうふうな形に変えてもよろしいのかなと思えます。

○奥谷委員長 今篠塚委員からそのような御意見をいただきましたけれども、ほかの皆さんどうでしょうか。お感じになっていることあればお聞かせください。

○柳澤委員 私はその経緯についてはそこまで詳しくは存じ上げませんが、透明性というか公平性という観点からですと、良い取組なのかなというふうに思います。

○奥谷委員長 ありがとうございます。

○小坂委員 実際に報告されているし、記録にも残っているはずなので条例なり先例なりということで、今までの経験の中から紡いできたルールの中でやっているんだろうと思いますし、そのとおりにやっぺらっぺらということなので、それ以上はないような気がします。行政視察について、特にお金のことについて、何か齟齬というか、何か不安とか混乱とかあるのかなということがあるならばですけど、その辺はどのようにしたらいいのかなと思っているんですけれども、ごめんなさい。よく分かりません。

○奥谷委員長 今の小坂委員の説明は、そこまでやらなくてもいいんじゃないかというような御意見ということでよろしいですか。

○小坂委員 当然開かれているはずなので、また開くという話はどうなのだろうと思っぺらですよ。別にそれが悪いとは言っぺらないんですけれども、ただ何かあっぺらったのかなと思っぺらってしまうと。

○篠塚委員 総務市民委員会に付託されて審査をするようになってから、事務局は書類が上っぺらってきて全部審査して、適正であるという判断をするのですが、そこに細かいところが出てくると、やはり事務局は貰っぺらった書類だけの説明なので、なぜこうなっぺらったかという経緯は説明できないので、そこで会計担当者がいると、経緯も説明してくれるので分かりやすいのではないかというのが委員長の言っぺらっていることだと思っぺらいます。

○奥谷委員長 事務局の担当者としても、詳細までは把握し切れなっぺらい部分があるので、そういっぺらった何か出てきた場合に、なければそのままスムーズにいっぺらくと思っぺらうのですが、もし疑義があっぺらった場合には、会計担当者に来てもらっぺらったほうがいいのかなというそういっぺらう思っぺらいます。

○小坂委員 ちょっと誤解していまっぺらした。要するに、ある程度そういっぺらう手続の問題でということですね。何かあっぺらったとかそういっぺらうことではないんですね。分かりました。

○奥谷委員長 決して何か今回そういっぺらう噂があるとか、全くそういっぺらうことではなくてですね、昨年も審査をやらせていただいた、そういっぺらったものも踏まえて、やはり詳細を確認したい場合は、事務局の職員だけでは深掘りできないというところを感じていたところもありまして、そういっぺらった形で今年やらせていただいたらどうかなというふうに考っぺらえた次第です。いかがでしょう。

○篠塚委員 ただですね、この件は総務市民委員会に付託されていまっぺらすけれども、議会のことですから、議会運営委員会に諮るべき問題だと思っぺらうので、これは今委員会を出たものを議長に上げて、議長が議会運営委員会に諮っぺらってからやらないと、やはりルールはですね、決めるのはそこで決めていくので、そういっぺらう手続を踏んだほうがよろしいかと思っぺらいます。

○奥谷委員長 今御指摘ありましたように、その方向でよろしければ、私のほうから議長に報告をして、議運なのか、もしくは全協で報告をするのか、今後の取扱いについては議長に報告をしてお願いをしようかなというふうに思っぺらっておりますが、そのような形でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。以上で総務市民委員会

を閉会いたします。お疲れ様でした。